

第一種は小賣税である。しかも一定金額以上のものに於ては、その詳細は後記の施行細則にある。又、これに指定された

第三十二條 第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ經營者又ハ第二種ノ場所ノ經營者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ經營者又ハ第二種ノ場所ノ經營者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ關シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第三十三條 特別入場税ハ運動競技ニシテ學生生徒又ハ該競技ヲ爲スコトヲ業トセザル者ノ行フモノニ付觀覽ノ爲競技場ニ入場スル者ヨリ料金ヲ徵スル場合ニ於テ其ノ入場者ニ之ヲ課ス

第三十四條 特別入場税ハ特別入場料ノ百分ノ十トス
本法ニ於テ特別入場料トハ名義ノ何タルヲ問ハズ前條ノ競技場ニ入場スル爲ニ支拂フベキ金額ヲ謂フ

第二十七條 第三項ノ規定ハ特別入場税ニ付之ヲ準用ス

第三十五條 特別入場料ガ一人一回二十三錢ニ滿タザル場合ニハ特別入場税ヲ課セズ

第二十八條 第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第三十六條 特別入場税ハ運動競技ノ主催者特別入場料領收ノ際之ヲ徵收シ競技終了後直ニ政府ニ納ムベシ但シ命令ヲ定ムル場合ニ於テハ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムベシ

第三十七條 第二十九條、第三十一條及第三十二條ノ規定ハ特別入場税ニ付之ヲ準用ス

第三十八條 物品税ハ左ニ掲グル物品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ之ヲ課ス

第一種
甲類
一 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品
二 眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品
三 貴金屬製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品

品を買つた時お客の住所氏名を控へる必要がある

白粉が入つてゐても、其しく高價のものでない限り、コンパクトの如きものはすべて化粧用具とみなす

四 鼈甲製品
五 珊瑚製品

乙類
六 時計

七 萬年筆、金ペン及シャープペンシル
八 身邊用細貨類
九 化粧用具
十 喫煙用具

十一 帽子、杖、鞭及傘

十二 皮革製又ハ金屬製ノ鞆及トランク

十三 靴及履物

十四 書畫及骨董

十五 室内裝飾用品

十六 照明器具

十七 圍碁及將棋用具

十八 家具
十九、漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ
二十 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ
二十一 毛皮又ハ毛皮製品
二十二 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品

第二種以下は製造
税である

第二種

- 二十三 皮革品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ
- 二十四 メリヤス、レース、フェルト及同製品

甲類

- 一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品
 - 二 寫眞用ノ乾板、フィルム及感光紙
 - 三 蓄音器及同部分品
 - 四 蓄音器用レコード
 - 五 樂器、同部分品及附屬品
 - 六 雙眼鏡及隻眼鏡
 - 七 銃及同部分品
 - 八 藥莢及彈丸
 - 九 ゴルフ用具、同部分品及附屬品
 - 十 娛樂用ノモーターボート、スカール及ヨット
 - 十一 撞球用具
 - 十二 ネオン管及同變壓器
 - 十三 喫煙用ライター
- 乙類
- 十四 ラヂオ聴取機及同部分品
 - 十五 受信用真空管及擴聲器

化粧品中に毛生薬
類、水、ニキビ取、
タルカムパウダー
を含むが、パミ
ル、スマイル、シ
ツカロールは薬品
と見做す

第三種

- 一 燐寸
- 十六 扇風機及同部分品
- 十七 燐房用ノ電氣、瓦斯又ハ礦油ストーブ
- 十八 冷蔵庫及同部分品
- 十九 金庫及鋼鐵製家具
- 二十 乗合自動車
- 二十一 化粧品

同一物品ニシテ第一種及第二種ニ該當スルモノハ之ヲ第二種トシ、甲類及乙類ニ該當スルモノハ之ヲ甲類トス

第三十九條 物品税ノ税率左ノ如シ

第一種

- 甲類 物品ノ價格百分ノ十五
- 乙類 物品ノ價格百分ノ十

第二種

- 甲類 物品ノ價格百分ノ十五
- 乙類 物品ノ價格百分ノ十

第三種

- 一 燐寸 千本ニ付

五錢

二 酒 類

イ 清酒、白酒、味淋、燒酎及麥酒

一石ニ付 五圓

ロ 葡萄酒（酒精及酒精含有飲料税法第三條ノ二ニ規定スルモノ以下同ジ）

一石ニ付 十圓

ハ 其ノ他ノ酒類ニシテ酒精及酒精含有飲料税法ノ適用ヲ受タルモノ

一石ニ付 七圓

製造場より移出する時の價格とは廣告料等を含む販賣價格とす

第四十條 前條ノ價格ハ第一種ノ物品ニ付テハ小賣業者ノ販賣價格、第二種ノ物品ニ付テハ製造場ヨリ移出スル時ノ價格トス但シ保稅地域ヨリ引取セラル第一種又ハ第二種ノ物品ニシテ引取人ヨリ税金ヲ徵收スルモノニ付テハ引取ノ際ニ於ケル價格トス

前項ノ價格及樽寸ノ本數ノ計算ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一條 物品稅ハ第一種ノ物品ニ付テハ販賣セラレタル物品ノ價格ニ應ジ小賣業者ヨリ、第二種又ハ第三種ノ物品ニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル物品ノ價格又ハ數量ニ應ジ製造者ヨリ之ヲ徵收ス但シ保稅地域ヨリ引取ララル物品ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取ララル物品ノ價格又ハ數量ニ應ジ引取人ヨリ之ヲ徵收ス

第四十二條 物品稅ハ第一種第十四號ニ掲ゲル物品ニ付テハ其ノ物品ガ入札其ノ他競争ノ方法ニ依リ賣買セララル場合ニシテ命令ヲ以テ定ムル場合ニ限リ之ヲ課ス

前項ノ場合ニ於テハ其ノ札元又ハ之ニ準ズベキ者ガ小賣業者トシテ當該物品ヲ販賣スルモノト看做ス

第四十三條 製造場以外ノ場所ニ於テ販賣ノ爲化粧品ヲ容器ニ充填シ又ハ改裝スルトキハ之ヲ化粧品ノ製造ト看做ス

第四十四條 酒類ヲ製造場内ニ於テ飲用シタルトキハ之ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做ス

第四十五條 第一種ノ物品ノ小賣業者ハ毎月其ノ販賣シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ、第二種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ、第三種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數量ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ

第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ヲ保稅地域ヨリ引取ル者ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取ノ際其ノ物品ニ付前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第四十六條 小賣業者ガ其ノ販賣シタル第一種ノ物品ノ返還ヲ受ケタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ返還ヲ受ケタル月分以降ノ課稅標準額ヨリ其ノ物品ノ價格ヲ控除ス製造場ヨリ移出シタル第二種ノ物品ヲ同一製造場内ニ戻入シタル場合亦同ジ

製造場ヨリ移出シタル第三種ノ物品ヲ同一製造場内ニ戻入シ又ハ酒類ヲ製造外ヨリ移入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出スルモ更ニ物品稅ノ徵收ヲ爲サズ

第四十七條 物品稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ第四十一條但書ノ場合ニ於テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ

命令ノ定ムル所ニ依リ第二種又ハ第三種ノ物品ニ付物品稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ一月内物品稅ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第四十八條 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ他ノ製造場又ハ藏置場ニ移入スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出シ又ハ保稅地域ヨリ引取ル第二種ノ物品又ハ樽寸ニ付テハ第四十一條ノ規定ヲ適用セズ

前項ノ場合ニ於テハ移出先又ハ引取先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看

品戻り取引の
携與

做ス

第一項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ移出先又ハ取引先ニ移入セラレタルコトノ證明ナキモノニ付テハ製造者又ハ引取人ヨリ直ニ其ノ物品税ヲ徴收ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ滅失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ物品税ヲ免除ス

第四十九條 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取レル物品ニシテ左ノ各條ノ一ニ該當スルモノニ付テハ物品税ヲ免除ス

- 一 第一種ノ物品ノ製造ノ用ニ供スル第二種ノ物品
- 二 酒類製造ノ用ニ供スル葡萄酒

前條第三項ノ規定ハ前項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ移出先若ハ引取先ニ移入セラレタルコトノ證明ナキモノ又ハ其ノ用途ヲ變更セラレタルモノニ付之ヲ準用ス

第五十條 左ニ掲グル物品ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品税ヲ免除ス

- 一 輸出スルモノ
- 二 學術研究用ニ供スルモノ
- 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スルモノ

第四十八條第三項ノ規定ハ前項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ輸出シ又ハ其ノ用途ニ供セラレタルコトノ證明ナキモノニ付之ヲ準用ス

第五十一條 第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營マントスル者又ハ第二種ノ物品若ハ隣寸ヲ製造セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ申告スベシ其ノ小賣業又ハ製造ヲ廢止セントスルトキ亦同ジ

第五十二條 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造、貯藏又ハ販賣ニ關スル事實ヲ帳簿ニ記載スベシ

第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造又ハ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第五十三條 第十四條、第十七條、第二十三條、第三十條又ハ第三十六條ノ規定ニ依リ徴收スベキ税金ヲ徴收セザルトキ又ハ其ノ徴收シタル税金ヲ納付セザルトキハ國稅徴收ノ例ニ依リ之ヲ各其ノ徴收義務者ヨリ徴收ス

第五十四條 收稅官吏ハ通行税ニ付運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乘車船券ヲ販賣スル者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ其ノ業務ニ關スル帳簿書類ヲ檢査スルコトヲ得

收稅官吏ハ入場税ニ付第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ經營者又ハ第二種ノ場所ノ經營者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ其ノ業務ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査スルコトヲ得

前項ノ規定ハ特別入場税ニ付之ヲ準用ス

收稅官吏ハ物品税ニ付第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ左ニ掲グル物件ニ付檢査ヲ爲シ若ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ニシテ製造者又ハ販賣者ノ所持スルモノ
- 二 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造、貯藏又ハ販賣ニ關スル一切ノ帳簿書類
- 三 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造、貯藏又ハ販賣上必要ナル建築物、機械、器具、材料其ノ他ノ物件

第五十五條 詐僞其ノ他不正ノ行爲ニ依リ利益配當税又ハ公債及社債利子税ヲ逃脫シタル者ハ其ノ逃脫シタル税金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徴收ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ

第五十六條 詐僞其ノ他不正ノ行爲ニ依リ物品税ヲ逃脫シ又ハ逃脫セントシタル者ハ其ノ逃脫シ又ハ逃脫セ

ントシタル税金ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徴收ス但シ罰金額ガ二十圓ニ滿タザルトキハ之ヲ二十圓トス

第五十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 政府ニ申告セズシテ第一種ノ催物若ハ設備ヲ開催若ハ經營シ又ハ第二種ノ場所ヲ經過シタル者

二 第四十五條ノ規定ニ依リ申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

三 政府ニ申告セズシテ第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ミ又ハ第二種ノ物品若ハ燐寸ヲ製造シタル者

第五十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第二十五條第一項、第三十二條第一項又ハ第五十二條第一項ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ

又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者

二 第二十五條第二項、第三十二條第二項又ハ第五十二條第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

三 第五十四條第一項、第二項又ハ第四項ノ規定ニ依ル收稅官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳

述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第五十九條 第五十五條及第五十六條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、

第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ

第六十條 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ

他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法中物品稅ニ關スル規定ニ違反シタルトキハ其ノ製造者又ハ販賣者ヲ處罰

ス

第六十一條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ本法ニ依リ増徴スル稅額(第七條ノ規定ニ依リ増額

ト爲ル部分ヲ含マズ)又ハ本法ニ依リ課スル利益配當稅、公債及社債利子稅、通行稅、入場稅、特別入場

稅及物品稅ニ付附加稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アル市町村ニ限り内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ

受ケタルトキハ第六條ノ規定ニ依リ課スル所得稅ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得

北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ第一種ノ場所ノ入場者又ハ第二種ノ場所ノ設備利用者ニ對シ入

場稅ノ課稅標準タル入場料ヲ標準トシテ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ特別入場稅ニ付之ヲ準用ス

第六十二條 政府ハ當分ノ内酒造組合法ニ依リ設立シタル酒造組合中央會ニ對シ徵稅上必要ナル設備ヲ爲シ

又ハ徵收事務ノ補助ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ酒造組合中央會ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコトヲ得

第六十三條 本法ニ於テ保稅地域ト稱スルハ關稅法ノ定ムル所ニ依ル

附 則

第六十四條 本法ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六十五條 北支事件特別稅法ハ之ヲ廢止ス

法人ノ昭和十三年三月三十一日以前ニ終了シタル各事業年度分ノ所得特別稅及臨時利得特別稅、昭和十三

年三月三十一日以前ニ販賣、製造場ヨリ移出又ハ保稅地域ヨリノ引取ヲ爲シタル北支事件特別稅法第二十

條ニ掲グル第一種又ハ第二種ノ物品ニ對スル物品特別稅其ノ他昭和十三年三月三十一日以前ニ於テ賦課シ

若ハ賦課スベカリシ、又ハ徵收シ若ハ徵收スベカリシ北支事件特別稅ニ關シテハ仍舊法ニ依ル

前項ノ規定ニ依ル北支事件特別稅ノ收入ハ之ヲ臨時軍事費特別會計ノ歳入トス

第六十六條 所得稅中第一種ノ所得稅ニ付テハ普通所得及超過所得ニ對スル所得稅ハ昭和十三年四月一日以

後ニ終了スル事業年度分、清算所得ニ對スル所得稅ハ昭和十三年四月一日以後ニ於ケル解散又ハ合併ニ因

ル分ヨリ、第三種ノ所得稅ニ付テハ昭和十三年分ヨリ本法ヲ適用ス但シ第七條ノ規定ハ昭和十二年分所得

税ヨリ之ヲ適用ス

第六條ノ規定ニ依リ第三種ノ所得ニ付新ニ納税義務ヲ有スルニ至リタル者ハ昭和十三年四月十五日迄ニ其ノ所得金額ヲ申告スベシ
前項ノ場合ニ於テハ所得金額ノ申告ト同時ニ所得税法第十六條又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依リ控除ヲ申請スルコトヲ得

法人ノ昭和十三年四月一日以後ニ終了スル各事業年度分ノ所得ニ對スル所得税及支拂期ノ昭和十三年四月一日以後ニ在ル貨付信託ノ利益ニ對スル所得税ニ付テハ北支事件特別税中ノ第二種所得税ヲ納ムル者ノ所得特別税ハ之ヲ第二種ノ所得ニ對スル所得税ト看做シ所得税法第二十一條第二項及第三項又ハ第二十二條第二項及第三項ノ規定ヲ適用ス

第六十七條 法人資本税ニ付テハ昭和十三年四月一日以後ニ終了スル事業年度分ヨリ本法ヲ適用ス

第六十八條 昭和十三年六月三十日迄ニ製造場又ハ保税地域ヨリ引取ラルル砂糖、糖蜜及糖水ノ消費税ニ付テハ第十條ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ特別ノ徵收猶豫期間ヲ定ムルコトヲ得

第六十九條 本法施行ノ際製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ同一人ガ二萬斤ヲ超ユル數量ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ者ニ於テ本法施行ノ日ニ之ヲ製造場ヨリ引取リタルモノト看做シ砂糖消費税ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ二萬斤ヲ超ユル數量ニ付第九條ニ規定スル税率ニ依リ算出シタル税額ト臨時租税増徴法第十七條ニ規定スル税率ニ依リ算出シタル税額トノ差額ヲ以テ其ノ税額トシテ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徵收ス

前項ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ所持者ハ其ノ所持スル砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ種別、數量及貯藏ノ場所ヲ本法施行後一月内ニ政府ニ申告スベシ

第七十條 本法施行前ヨリ引續キ汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ニ依ル運輸業ヲ營ム者又ハ運輸業者ニ代

リテ乗車船券ヲ販賣スル者本法施行後一月内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

本法施行前ヨリ引續キ第二十六條ノ規定スル第一種ノ催物若ハ設備ヲ開催若ハ經營スル者、同第二種ノ場所ヲ經營スル者又ハ運動競技ヲ開催スル者本法施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

本法施行前ヨリ引續キ第三十八條ニ掲グル第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ム者又ハ同第二種ノ物品若ハ樽寸ノ製造ヲ爲ス者本法施行後一月内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

北支事件特別税法第二十條ニ掲グル第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ム者又ハ同第二種ノ物品ノ製造ヲ爲ス者ニシテ同法ニ依リ其ノ旨ヲ申告シタルモノハ第五十一條前段ノ申告ヲ要セズ

第七十一條 第三十八條ニ掲グル第二種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ同條各號ニ掲グル品名毎ニ價格三千圓ヲ超ユル第二種ノ物品（第一號乃至第五號ニ掲グル物品ヲ除ク）ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ之ニ物品税ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ其ノ價格中三千圓ヲ超ユル部分ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品税ヲ徵收ス

前項ノ規定ハ同第三種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ千

萬本ヲ超ユル數量ノ樽寸又ハ三十石ヲ超ユル數量ノ酒類ヲ所持スル場合ニ付之ヲ準用ス
前二項ノ製造者又ハ販賣者ハ第二種ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量、價格及貯藏ノ場所、第三種ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量及貯藏ノ場所ヲ本法施行後一月内ニ政府ニ申告スベシ

第七十二條 明治四十年法律第二十一號第一條第一項ニ左ノ六號ヲ加フ

- 十二 利益配當税
- 十三 公債及社債利子税
- 十四 通行税
- 十五 入場税
- 十六 特別入場税
- 十七 物品税

第七十三條 明治四十四年法律第四十五號第二條中『骨牌税法』ノ下ニ『支那事變特別税法』ヲ加ヘ同法第三條中『骨牌税法』ノ下ニ『支那事變特別税法』ヲ加ヘ『骨牌又ハ』ヲ『骨牌、支那事變特別税法第三十八條ニ掲グル物品又ハ』ニ改メ同法ニ左ノ一條ヲ加フ

第四條 樺太ニ於テハ本法ノ施行ニ關シ必要アルトキハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第七十四條 大正九年法律第五十一號中『北支事件特別税法第二十條ニ掲グル第二種ノ物品』ヲ『樽寸、支那事變特別税法第三十八條ニ掲グル第二種ノ物品』ニ改ム

第七十五條 樺太酒類出港税法第二條中『燒酎ニ付テハ酒造税法、酒精又ハ酒精含有飲料ニ付テハ酒精及酒精含有飲料税法ノ造石税』ヲ『移出先ニ於ケル内國税ノ税率』ニ改ム

第七十六條 本法ハ支那事變終了後其ノ翌年十二月三十一日迄ニ之ヲ廢止スルモノトス

支那事變特別税法施行規則

(昭和十三年三月三十一日
勅令第三十四號)

第一條 稅務署長支那事變特別税法第七條第一項ノ規定ニ依リ所得金額ヲ決定セントスル場合ニ於テハ其ノ所得金額ノ調査書ヲ所得調査委員ニ送付スベシ

第二條 稅務署長支那事變特別税法第七條第一項ノ規定ニ依リ所得金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スベシ

第三條 支那事變特別税法第十四條又ハ第十七條ノ規定ニ依リ配當金又ハ利子金額ノ支拂者利益配當税又ハ公債及社債利子税ヲ徵收シタルトキハ翌月十日迄ニ拂込書及計算書ヲ添ヘ之ヲ最寄ノ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ニ拂込ムベシ

第四條 支那事變特別税法第二十條第二號ノ規定ニ依リ陸海軍ノ團體トシテノ乗車船ニシテ通行税ヲ課セザルモノヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 鐵道軍事供用令ニ依ル乗車
 - 二 軍事上ノ必要ニ依リ貸切ノ契約ニテ爲ス乗船
- 第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ乗車船區間ノ料程ハ各其ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

- 一 往復乗車船ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ乗車船區間ノ料程ハ往復各別ニ之ヲ計算ス
- 二 廻遊乗車船ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ乗車船區間ノ料程ハ各區間毎ニ之ヲ計算ス
- 三 均一制又ハ區間制ニ依リ運賃ヲ定メタル區間ヲ乗車船スル契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ該乗車船契約ニ依リ乗車船シ得ベキ區間中最モ短キモノニ依リ乗車船區間ノ料程ヲ計算ス

第六條 汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ニシテ其ノ等級ヲ一等、二等及三等ニ分タザルモノニ付テハ支那事變特別税法第十九條第一項、第五項及第二十條第一號ノ等級ヲ分タザルモノニ在リテハ三等、二等級ニ分チタルモノニ在リテハ二等及三等、一等ノ上又ハ三等ノ下ニ更ニ等級ヲ設ケタルモノニ在リテハ一等又ハ三等トス

第七條 乘客定員數ノ定ナキ車船ニ付貸切乗車船ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ支那事變特別税法第十九條第六項ノ乘客定員數ハ運賃計算ノ基準ト爲リタル人員ニ依ル

第八條 支那事變特別税法第二十三條第一項ノ納期限ハ鐵道省ニ付テハ翌月二十日トス

第九條 支那事變特別税法第二十三條第一項ノ運輸業者通行税ヲ徵收シタルトキハ納期限迄ニ拂込書及計算書ヲ添ヘ之ヲ最寄ノ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ニ拂込ムベシ
前項ノ計算書ハ鐵道省ニ在リテハ其ノ添附ヲ省略スルコトヲ得

第十條 汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ニ依ル運輸業ヲ營マントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ營業所所轄稅務署ニ提出スベシ

一 住所及氏名又ハ名稱

二 營業所ノ所在地及其ノ名稱

三 運輸業ノ種類（汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ニ依ル運輸業ノ區別）

四 線路、路線又ハ航路ノ名稱、起終點ノ地名及杆程

五 汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ノ等級區分

六 乗車船券ノ種類

第十一條 運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販賣セントスル者ハ其ノ住所及氏名又ハ名稱、販賣場ノ所在地並ニ運輸業者ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ記載シタル申告書ヲ販賣場所所轄稅務署ニ提出スベシ

第十二條 稅務署長ハ必要アリト認ムルトキハ運輸業者ニ左ノ事項ヲ申告セシムルコトヲ得

一 停車場、停留所又ハ乗船場ノ名稱及其ノ所在地

二 停車場、停留所又ハ乗船場間ノ杆程

三 運賃ヲ杆制ニ依リ定メタルトキハ一杆當運賃、區間制ニ依リ定メタルトキハ各區間及其ノ運賃均一制ニ依リ定メタルトキハ均一運賃

四 回数、定期、團體又ハ貸切ノ乗車船ニ付特別ノ運賃ヲ定メタルトキハ其ノ運賃

五 運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販賣スル者ノ住所及氏名又ハ名稱並ニ其ノ販賣場ノ所在地

六 連帶運輸ヲ爲ス運輸業者ノ住所及氏名又ハ名稱並ニ連帶運輸ヲ爲ス線路、路線又ハ航路ノ名稱、其ノ停車場、停留所又ハ乗船場ノ名稱及該停車場、停留所又ハ乗船場ノ杆程

第十三條 前三條ノ規定ニ依リ申告シタル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ都度所轄稅務署ニ申告スベシ

第十四條 運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販賣スル者ノ業ヲ相續又ハ合併ニ因リ承繼シタル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第十五條 運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販賣スル者其ノ業ヲ廢止セントスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第十六條 運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販賣スル者ハ毎日左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

一 稅率ノ區別ニ從ヒ通行税ヲ課セラレタル者ノ人員及稅額

二 支那事變特別税法第二十條各號ノ區別ニ從ヒ通行税ヲ課セラレザル者ノ人員

第十七條 第十條乃至前條ノ規定ハ鐵道省ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十八條 支那事變特別税法第二十六條ニ掲グル第一種第三號ノ場所ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 博覽會場

二 展覽會場

三 遊園地

第十九條 支那事變特別税法第二十六條ニ規定スル第一種ノ場所ノ入場料ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一 入場料ハ觀覽料、座席料、仲饒、下足料、敷物料其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ入場スル者ガ入場ノ爲ニ支拂フベキ金額ノ合計額

二 地方競馬場ノ入場料ハ前號ノ規定ニ拘ラズ入場ノ爲ニ支拂フベキ金額ヲ其ノ入場券ニ添附セラレタル優勝馬投票券ノ投票證引換券ノ票數ニテ除シテ得タル金額

支那事變特別税法第二十六條ニ規定スル第二種ノ場所ノ入場料ハ舞踏料、競技料、會費其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ入場スル者ガ設備ヲ利用スル爲ニ支拂フベキ金額ニ依ル

第二十條 支那事變特別税法第二十九條ニ規定スル收益ノ總額ハ入場料總額ヨリ其ノ入場料ヲ得ルニ直接必要ナル經費ヲ控除シタル金額ニ依ル

第二十一條 入場料又ハ收益ノ總額ヲ左ノ目的ニ充ツル場合ニ於テハ支那事變特別税法第二十九條ノ規定ニ依リ入場税ヲ免除ス

一 軍人ノ慰恤並ニ支那事變ノ爲ニ從軍シタル軍人及軍屬ノ家族又ハ遺族ノ慰問其ノ他ノ軍事授護

二 兵器、艦船其ノ他ノ國防金品ノ獻納

第二十二條 第一種ノ催物(第一種ノ場所ニ於ケル演劇、活動寫眞、演藝、觀物、競馬其ノ他ノ催物ヲ謂フ以下同ジ)若ハ設備ノ主催者若ハ經營者又ハ第二種ノ場所ノ經營者支那事變特別税法第二十九條ノ規定ニ依リ入場税ノ免除ヲ受ケントスルトキハ七日前ニ左ノ事項ヲ具シ第一種又ハ第二種ノ場所ノ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

一 期間

二 入場料又ハ收益ノ總額ヲ支出スベキ事業又ハ目的

三 入場料

四 收入支出ノ概算書

前項ノ承認ヲ受ケタル者其ノ開催若ハ經營ヲ終了シタルトキハ直ニ證憑書類ヲ添ヘ收入支出ノ計算書ヲ提出スベシ

第二十三條 支那事變特別税法第三十條ノ規定ニ依リ第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ經營者又ハ第二種ノ場所ノ經營者入場税ヲ徵收シタルトキハ翌月十日迄ニ拂込書及計算書ヲ添ヘ之ヲ最寄ノ日本銀行ノ本店支店又ハ代理店ニ拂込ムベシ但シ常時開設ニ非ザルモノニ在リテハ左ノ場合ヲ除クノ外終了後直ニ之ヲ拂込ムベシ

一 開催又ハ經營ノ期間ガ一月以上ニ亘ル場合

二 開催期日一月前ヨリ入場券ヲ發賣スル場合

第二十四條 第一種ノ催物若ハ設備ヲ開催若ハ經營シ又ハ第二種ノ場所ヲ經營セントスル者ハ第一種又ハ第二種ノ場所毎ニ左ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

一 主催者又ハ經營者ノ住所及氏名又ハ名稱

二 第一種又ハ第二種ノ場所ノ所在地及其ノ名稱

三 催物又ハ設備ノ種類

四 各等級別觀客定員及入場料

五 入場券發賣ノ方法

六 第一種又ハ第二種ノ場所ノ構造其ノ他設備ノ概要

七 開設ノ年月日及開催又ハ經營ノ期間

第二十五條 第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ經營又ハ第二種ノ場所ノ經營ニシテ常時開設スル者其ノ催物又ハ經營ヲ一月以上休止セントスルトキハ其ノ時期ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スベシ

第二十六條 第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ經營者又ハ第二種ノ場所ノ經營者前二條ノ規定ニ依リ申告シタル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ都度所轄稅務署ニ申告スベシ

第二十七條 第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ經營又ハ第二種ノ場所ノ經營ヲ相續又ハ合併ニ因リ承繼シタ

ル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第二十八條 第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者ハ經營又ハ第二種ノ場所ノ經營ヲ廢止セントスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第二十九條 第一種ノ催物若ハ主催者若ハ經營者又ハ第二種ノ場所ノ經營者第一種又ハ第二種ノ場所ヲ移轉セントスルトキハ移轉ノ事實ヲ具シ第二十四條及前條ノ規定ニ準ジ申告ヲ爲スベシ

第三十條 第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ經營者ハ入場料領收ノ際入場券ヲ發行スベシ但稅務署長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條 第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ經營者又ハ第二種ノ場所ノ經營者ハ毎日左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

一 入場シタル人員

二 入場券ノ受入及拂出

三 入場料ノ總額

四 入場稅額

第三十二條 支那事變特別稅法第三十六條ノ規定ニ依リ運動競技ノ主催者特別入場稅ヲ徵收シタルトキハ競技終了後直ニ拂込書及計算書ヲ添ヘ之ヲ最寄ノ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ニ拂込ムベシ但シ左ノ場合ハ翌月十日迄ニ之ヲ拂込ムベシ

一 開催ノ期間ガ一月以上ニ亘ル場合

二 開催期日一月前ヨリ入場券ヲ發賣スル場合

第三十三條 第十九條第一項第一號、第二十條乃至第二十二條、第二十四條乃至第二十六條、第二十八條、第三十條及第三十一條ノ規定ハ特別入場稅ニ付之ヲ準用ス

第三十四條 支那事變特別稅法第三十八條ノ規定ニ依リ物品稅ヲ課スベキ物品ハ別表ニ定ムル所ニ依リ別表ニ於テ貴金屬トハ金、銀、白金及此等ヲ主タル材料トスル合金ヲ謂フ

別表ニ於テ貴石、半貴石、眞珠、金又ハ白金ヲ用ヒタル製品トハ貴石、半貴石、眞珠、金又ハ白金ノ價格(二種以上ノモノヲ用ヒタルモノニ付テハ其ノ價格ヲ合算ス)ガ三圓以上ノモノヲ謂フ

第三十五條 支那事變特別稅法第三十八條ニ掲グル第一種ノ物品中第十四號ニ掲グルモノニ付物品稅ヲ課スベキ場合ハ一回ノ賣買總金額ガ一萬圓ヲ超ユル場合ニ限ル但シ強制競賣ノ場合ハ物品稅ヲ課セズ

第三十六條 支那事變特別稅法第三十八條ニ掲グル第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營マントスル者ハ販賣場及販賣スベキ物品ヲ定メ其ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ記載シタル申告書ヲ販賣場所轄稅務署ニ提出スベシ

第三十七條 支那事變特別稅法第三十八條ニ掲グル第二種ノ物品又ハ隣寸ヲ製造セントスル者ハ製造場及製造スベキ物品ヲ定メ其ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ記載シタル申告書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スベシ

第三十八條 第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第二種ノ物品若ハ隣寸ノ製造者一月以上販賣又ハ製造ヲ休止セントスルトキハ其ノ時期ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スベシ

第三十九條 稅務署長ハ必要ト認ムルトキハ第二種ノ物品又ハ隣寸ノ製造者ニ製造場ノ圖面及製造用ノ機械器具ノ目錄ヲ提出セシムルコトヲ得

第四十條 第三十六條乃至第三十八條ノ規定ニ依リ申告シタル事項又ハ前條ノ規定ニ依リ提出シタル圖面若ハ目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ都度所轄稅務署ニ申告スベシ

第四十一條 第一種ノ物品ノ小賣業又ハ第二種ノ物品若ハ隣寸ノ製造業ヲ相續シタル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第一種ノ物品ノ小賣業又ハ第二種ノ物品若ハ隣寸ノ製造業ヲ讓受ケタル者ハ讓渡人ト連署シテ所轄稅務署ニ申告スベシ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ガ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ第一種

ノ物品ノ小賣業又ハ第二種ノ物品若ハ構寸ノ製造業ヲ承繼シタルトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第四十二條 第一種ノ物品ノ小賣業又ハ第二種ノ物品若ハ構寸ノ製造ヲ廢止セントスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第四十三條 第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第二種ノ物品若ハ構寸ノ製造者販賣場又ハ製造場ヲ移轉セントスルトキハ移轉ノ事實ヲ具シ第三十六條又ハ第三十七條及前條ノ規定ニ準ジ申告ヲ爲スベシ

第四十四條 第一種又ハ第二種ノ物品ニシテ通常容器ト共ニ販賣セラルルモノノ價格ハ其ノ容器ノ價格ヲ加ヘタル金額ニ依ル

第四十五條 保稅地域ヨリ引取ラルル第一種又ハ第二種ノ物品ニシテ引取人ヨリ税金ヲ徵收スルモノノ價格ハ輸入ノ際ニ於ケル到着價格ニ當該物品ニ課セラルベキ關稅ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額ニ依ル

第四十六條 構寸ノ本數ハ軸木ノ本數ニ依ル但シ二個以上ノ點火裝置ヲ附シタルモノニ付テハ其ノ點火裝置ノ個數ニ依ル

第四十七條 第一種ノ物品ノ販賣者又ハ製造者ガ第一種ノ物品ヲ保稅地域ヨリ引取ル場合ニ於テハ物品稅ハ之ヲ徵收セズ

前項ノ場合ニ於テハ販賣場又ハ製造場ノ所轄稅務署ヨリ交付ヲ受ケタル販賣者又ハ製造者タルコトヲ證明スベキ書類ヲ所轄稅關ニ提出スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ支那事變特別稅法第四十五條第二項ノ規定ニ依ル申告書ノ提出ヲ要セズ

第四十八條 物品稅ノ免除ヲ受ケズシテ輸出シタル物品ヲ再輸入シ之ヲ保稅地域ヨリ引取ル場合ニ於テハ物品稅ヲ徵收セズ

前條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ニ準用ス

第四十九條 支那事變特別稅法第四十五條第一項ノ規定ニ依ル申告書ハ所轄稅務署ニ之ヲ提出スベシ前項ノ申告書ノ提出ナキトキ又ハ稅務署長其ノ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ稅務署長ハ其ノ課稅標準額ヲ決定スベシ

前二項ノ規定ハ支那事變特別稅法第四十五條第二項ノ規定ニ依ル申告ニ付之ヲ準用ス

第五十條 第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第二種ノ物品ノ製造者返還ヲ受ケ又ハ戻入シタル物品ニ付支那事變特別稅法第四十六條第一項ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケントスルトキハ當該物品ニ付物品稅ヲ納付シ又ハ其ノ徵收ノ猶豫ヲ受ケタルコトヲ證明スベキ書類及返還ハ戻入ノ事實ヲ證明スベキ書類ヲ呈示シテ當該物品ノ品名、數量及價格ニ付所轄稅務署ノ承認ヲ受クベシ

第五十一條 支那事變特別稅法第三十八條ニ掲グル第三種ノ物品ノ製造者戻入又ハ移入シタル物品ニ付同法第四十六條第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケントスルトキハ當該物品ニ付物品稅ヲ納付シ又ハ其ノ徵收ノ猶豫ヲ受ケタルコトヲ證明スベキ書類及戻入又ハ移入ノ事實ヲ證明スベキ書類ヲ呈示シテ當該物品ノ品名及數量ニ付所轄稅務署ノ承認ヲ受クベシ

第五十二條 擔保物ノ種類ハ金錢又ハ國債ニ限ル

擔保トシテ金錢又ハ無記名國債證券ヲ提供スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

擔保トシテ登錄國債ヲ提供スルトキハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領書ヲ提出スベシ

擔保トシテ提供シタル國債ノ償還ヲ受クルニ至リタルトキハ稅務署長ハ擔保提供者ヲシテ之ニ代ルベキ擔保ヲ提供セシムベシ

第五十三條 支那事變特別稅法第四十七條第二項ノ規定ニ依リ擔保ヲ提供シタル者期限内ニ額金ヲ納付セザ

ルトキハ擔保ヲ以テ之ニ充ツ但シ擔保物國債ナルトキハ之ヲ公賣ニ付シ税金及公賣ノ費用ニ充テ不足金アルトキハ之ヲ追徴シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

第五十四條 支那事變特別税法第四十八條第一項ノ規定ニ依リ第二種ノ物品又ハ燐寸ノ製造場ヨリ移出セントスル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

第五十五條 前條ノ承認ヲ受ケ製造場ヨリ移出シタル第二種ノ物品又ハ燐寸ヲ移出先タル製造場又ハ藏置場ニ移入シタルトキハ移出先ノ營業者ハ其ノ旨ヲ所轄署ニ申告スベシ

第五十六條 支那事變特別税法第四十九條第一項ノ規定ニ依リ第二種ノ物品又ハ葡萄酒ヲ製造場ヨリ移出セントスル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

前條ノ規定ハ前項ノ物品ヲ其ノ移出先ニ移入シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第五十七條 支那事變特別税法第四十九條第一項ノ規定ニ依リ物品稅ノ免除ヲ受ケタル物品ニ付其ノ用途ヲ變更セントスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

第五十八條 支那事變特別税法第五十條第一項第三號ノ規定ニ依リ物品稅ヲ免除スル物品ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 醫療用ニ供スルモノ但シ第三種ノ物品ヲ除ク
- 二 機械用又ハ工業用ニ供スルモノ但シ第三種ノ物品ヲ除ク
- 三 神社、寺院、祠宇、佛堂、教會所及說教所ニ於テ式典用又ハ禮拜用ニ供スルモノ但シ第三種ノ物品ヲ除ク
- 四 教育用ニ供スルモノ但シ中等學校又ハ小學校ニ於テ使用スル寫眞機、映寫機、寫眞用フィルム、蓄音器、蓄音器用レコード、ピアノ、オルガン、箏、三絃、ラヂオ聽取機及擴聲器ニ限ル
- 五 軍用ニ供スルモノ但シ陸海軍ノ購入ニ係ル皮革製又ハ金屬製ノ靴及トランク、靴、毛皮、毛皮製品、

第一種第二十三條ノ皮革製品、メリヤス、メリヤス製品、寫眞機、寫眞機部分品、寫眞用乾板、寫眞用フィルム、寫眞用感光紙、雙眼鏡、隻眼鏡、銃、銃部分品並ニ藥莖及彈丸ニ限ル

六 通信用ニ供スルモノ但シ無線電信又ハ無線電話（放送無線電話ヲ除ク）ノ用ニ供スルラヂオ聽取機及受信用真空管ニ限ル

第五十九條 第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造者支那事變特別税法第五十條及前條ノ規定ニ依リ物品稅ノ免除ヲ受ケントスルトキハ第一種ノ物品ヲ引渡シ又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ヲ製造場ヨリ移出スル際其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

第六十條 支那事變特別税法第五十條第一項第一號ノ物品ニ付輸出ノ證明ヲ爲サントスルトキハ輸出免狀又ハ之ニ代ルベキ書類ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

第六十一條 支那事變特別税法第四十八條第三項、第四十九條第二項及第五十條第二項ノ期間ハ稅務署長之ヲ指定ス

第六十二條 支那事變特別税法第四十八條第三項但書、第四十九條第二項及第五十條第二項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケントスル者ハ事由ヲ具シ第五十四條、第五十六條第一項又ハ第五十九條第一項ノ稅務署ニ申請スベシ

前項ノ場合ニ於テ滅失シタル場所ガ前項ノ稅務署ノ管轄外ナルトキハ最寄稅務署ニ滅失ノ事實ヲ申告シテ證明書ノ下付ヲ受ケ前項ノ申請ノ際之ヲ提出スベシ

第六十三條 第五十四條乃至第五十七條及第五十九條乃至前條ノ規定ハ支那事變特別税法第四十八條乃至第五十條ノ規定ノ適用ヲ受ケ保稅地域ヨリ引取ラルル第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ニ付之ヲ準用ス

第六十四條 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

一 受入レタル物品ノ品名、數量、價格及受入ノ日並ニ其ノ引渡人ノ住所及氏名又ハ名稱

物品稅の
課税の
対象とする
物品の
販売者
に
記載
すること

二 販賣シタル物品ノ品名、數量、價格及販賣ノ日並ニ其ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名稱
小賣ノ場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名稱ノ記載ヲ要セズ但シ所轄稅務署監督上必要
アリト認メ其ノ記載ヲ命ジタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六十五條 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

一 受入レタル材料ノ種類、數量及受入ノ日並ニ其ノ引渡人ノ住所及氏名又ハ名稱

二 使用シタル材料ノ種類、數量及使用ノ日

三 製造シタル物品ノ品名、數量及製造ノ日

四 販賣シ又ハ移出シタル物品ノ品名、數量、價格及販賣又ハ移出ノ日並ニ其ノ買受人又ハ引取人ノ住所
及氏名又ハ名稱

前條第二項ノ規定ハ前項第四號ニ掲グル事項ノ記載ニ付之ヲ準用ス

第六十六條 販賣場ヲ有セズシテ第一項ノ物品ノ小賣業ヲ營ム者ニ在リテハ其ノ住所、住所ナキトキハ居所
ヲ以テ販賣場ト看做ス

第六十七條 本令中稅務署ニ屬スル事務ハ保稅地域ヨリ引取ラルル物品ニ關シテハ稅關之ヲ行フ

第六十八條 收稅官吏支那事變特別稅法第五十四條第一項ノ規定ニ依リ帳簿書類ヲ檢査スルトキハ檢査章ヲ
携帯スベシ

收稅官吏支那事變特別稅法第五十四條第二項ノ規定ニ依リ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査スルトキハ檢査章
ヲ携帯スベシ

第六十九條 支那事變特別稅法第六十二條第二項ノ交付金ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ定額ヲ以テ之ヲ交付
ス

附 則

第七十條 本令ハ支那事變特別稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七十一條 北支事件特別稅法施行規則ハ之ヲ廢止ス

支那事變特別稅法第六十五條第二項ニ規定スル北支事件特別稅ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

第七十二條 支那事變特別稅法第六十八條ノ規定ニ依リ砂糖消費稅ノ徵收猶豫期間ヲ定ムルコト左ノ如シ

四月一日ヨリ同月十日迄ニ徵收ヲ猶豫スルモノ 昭和十三年七月三十一日迄

四月十一日ヨリ同月二十日迄ニ徵收ヲ猶豫スルモノ 同年八月三十一日迄

四月二十一日ヨリ同月三十日迄ニ徵收ヲ猶豫スルモノ 同年九月三十日迄

五月一日ヨリ同月十日迄ニ徵收ヲ猶豫スルモノ 同年十月三十一日迄

五月十一日ヨリ同月二十日迄ニ徵收ヲ猶豫スルモノ 同年十一月三十日迄

五月二十一日ヨリ同月三十一日迄ニ徵收ヲ猶豫スルモノ 同年十二月三十一日迄

六月一日ヨリ同月十日迄ニ徵收ヲ猶豫スルモノ 昭和十四年一月三十一日迄

六月十一日ヨリ同月二十日迄ニ徵收ヲ猶豫スルモノ 同年二月二十八日迄

六月二十一日ヨリ同月三十日迄ニ徵收ヲ猶豫スルモノ 同年三月三十一日迄

第七十三條 支那事變特別稅法第六十九條第一項又ハ第七十一條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依リ課スベキ砂
糖消費稅又ハ物品稅ハ其ノ稅額百圓以下ナルトキハ昭和十三年五月三十一日限、稅額百圓ヲ超ユルトキハ
左ノ區分ニ依リ各月ニ等分シ其ノ月末日限之ヲ徵收ス

稅額百圓ヲ超ユルトキ 昭和十三年五月及六月

稅額千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至七月

稅額二千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至八月

稅額五千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至九月

第七十四條 支那事變特別税法第六十九條第二項又ハ第七十一條第三項ノ規定ニ依ル申告ハ砂糖、糖蜜若ハ糖水又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ爲スベシ

第七十五條 支那事變特別税法第七十條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ申告セントスル者ハ第十條又ハ第十一條ノ規定ニ準ジテ作成シタル申告書ニ同法施行前ヨリ引續キ汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ニ依ル運輸業ヲ營ミ又ハ運輸業者ニ代リテ乘車船券ヲ販賣スルコトノ事實ヲ併セ記載シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

支那事變特別税法第七十條第二項ノ規定ニ依リ政府ニ申告セントスル者ハ第一種又ハ第二種ノ場所毎ニ第二十四條ノ規定ニ準ジテ作成シタル申告書ニ同法施行前ヨリ引續キ第一種ノ催物若ハ設備、第二種ノ場所又ハ運動競技ヲ開催若ハ經營スルコトノ事實ヲ併セ記載シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

支那事變特別税法第七十條第三項ノ規定ニ依リ政府ニ申告セントスル者ハ第三十六條又ハ第三十七條ノ規定ニ準ジテ作成シタル申告書ニ同法施行前ヨリ引續キ第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ミ又ハ第二種ノ物品若ハ隣寸ヲ製造スルコトノ事實ヲ併セ記載シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

(別表)

課稅物品表

品名	課稅、最低限	
	單位	價格
第一種 甲類		
一 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品		
イ 貴石、半貴石		

ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリン、ペリール、トールマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、翡翠、水晶、瑪瑙、猫眼石、虎眼石、孔雀石、土耳其玉、月長石、青金石、クンツァイト、ブラッドストーン及ヘマタイト	一個	三圓
ロ 貴石又ハ半貴石ヲ用ヒタル製品	一個又ハ一組	三圓
二 眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品	一個	三圓
イ 天然眞珠及養殖眞珠	一個又ハ一組	三圓
ロ 眞珠ヲ用ヒタル製品	一個又ハ一組	三圓
三 貴金屬製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品	一個	三圓
イ 貴金屬製品但シ金ペンヲ除ク	一個	三圓
ロ 金側又ハ白金側ノ時計但シ金ヲ鍍シ又ハ張りタルモノヲ除ク	一個又ハ一組	三圓
ハ 金屏風及金衝立	一個	三圓
ニ 其ノ他金又ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ金箔、金絲、金粉又ハ金液ヲ用ヒタルモノ及金ヲ鍍シ又ハ張りタルモノヲ除ク	一個又ハ一組	三圓
四 龜甲製品	一個又ハ一組	三圓
五 珊瑚製品	一個又ハ一組	三圓

乙類

六 時計

懐中時計、腕時計、置時計、掛時計及電氣時計

七 万年筆、金ペン及シャープペンシル

イ 万年筆

ロ 金ペン(軸ヲ附シタルモノヲ含ム)

ハ シャープペンシル

八 身邊用細貨類

イ 指環、腕環、耳飾、頸飾、ペンダント、櫛、笄、簪、頭髮用ピン、ハットピン、ネクタイピン、襟止、帶止、バックル、鎖、カフス釦、根付及メダル

ロ ハンドバッグ、手提袋、財布、懐中用書狀入、名刺入、筥迫及シース

九 化粧用具

イ 化粧用刷子(頭髮用ノモノヲ含ム)、コンパクト、香水噴及白粉入其ノ他ノ化粧品ノ容器

ロ 化粧具匣(折疊式ノモノヲ含ム)及其ノ他ノ化粧用具セット

十 喫煙用具

イ 煙管、パイプ類及同ケース

一個 十五圓

一個 四圓

一個 二圓

一個 二圓

一個又ハ一組 三圓

一個 五圓

一個 三圓

一個又ハ一組 五圓

一個又ハ一組 三圓

一個又ハ一組 五圓

一個 五圓

一個 三圓

一個 六圓

一個 十圓

一足 二十圓

一足 十二圓

一足 四圓

一個又ハ一組 十圓

一個又ハ一組 五圓

第二種
甲類

イ 羽毛製品	一個	五圓
襟卷	一個	五圓
ロ 羽毛ヲ用ヒタル製品	一個	五圓
蒲團、座蒲團及クッション	一個	五圓
二十三 皮革製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ	一個	五圓
イ 被服類	一個	五圓
ロ 座蒲團及クッション	一個	五圓
ハ 手袋	一對	五圓
二十四 メリヤス、レース、フェルト及同製品	一個	七圓
イ 外套、和服用コート及羽織	一個	七圓
ロ 襟卷	一個	五圓
ハ ネクタイ、手巾及手袋	一個又ハ一組	二圓
ニ 靴下及之ニ類スルモノ	一足	一圓
ホ スウエーター、肌着、下着及前各號以外ノ被服類	一個又ハ一組	四圓
ヘ 窓掛、桌子掛、敷物及之ニ類スルモノ	一個又ハ一組	三圓
ト イ號乃至ヘ號ニ掲グル物品ノ製造用ニ供シ得ベキ生地	一平方米	三圓

イ 園芸用具	一個	五十圓
(一) 碁盤	一個	五圓
(二) 碁石	一組	三圓
(三) 碁筒	一組	五圓
ロ 將棋用具	一組	二圓
(一) 將棋盤	一個	五圓
(二) 將棋駒	一組	五圓
十八 家具	一個又ハ一組	五十圓
簞笥、棚類、箱類、鏡臺類、机及卓子類、椅子及腰掛類、火鉢、臺類、屏風、衝立、几帳、衣桁、帽子掛	一個又ハ一組	五十圓
十九 漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ但シ理化學用器、醫療用器、電氣絶緣材料及土木建築材料ヲ除ク	一個又ハ一組	二十圓
二十 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ	一個又ハ一組	三圓
二十一 毛皮又ハ毛皮製品	一個	五圓
イ 毛皮	一個	五圓
ロ 毛皮製品	一個又ハ一組	五圓
敷物、膝掛、手套類、襟卷、被服類、被服用ノ裏、襟、袖及縁	一個又ハ一組	五圓
二十二 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品	一個又ハ一組	五圓

- 一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品
 - イ 寫眞機但シ航空機用ノモノ及顯微鏡用ノモノヲ除ク
 - ロ 寫眞引伸機
 - ハ 映寫機
 - ニ 寫眞機部分品及附屬品
 - レンズ(シャッター附ノモノヲ含ム)、暗函(蛇腹ノ有無ヲ別タズ)、シャッター、フィルムバックホルダー、取杵、フアインダー、三脚臺、カラーフィルター、セルフタイマー、露出計、距離計及寫眞機用又ハ三脚臺用ケース
 - ホ 寫眞引伸機部分品
 - 暗函、コンデンサー、レンズ及支持臺
 - ヘ 映寫機部分品及附屬品
 - コンデンサー、レンズ、フィルムリール、ランプハウス、映寫機用ランプ、ヘッドマシン、映寫機用モーター、發聲裝置、フィルム巻取機、カラースクリーン及映寫機用ケース
- 二 寫眞用ノ乾板、フィルム及感光紙
 - イ 寫眞用寫板但シ航空機用ノモノ及エツクス線用ノモノヲ除ク
 - ロ 寫眞用フィルム但シ航空機用ノモノ及エツクス線用ノモノヲ除ク
 - ハ 寫眞用感光紙
- 三 蓄音器及同部分品
 - イ 蓄音器(ラヂオ聴取裝置ヲ附シタルモノヲ含ム)
 - ロ 蓄音器部分品

- 四 蓄音器用レコード但シ六吋以下ノ紙製ノモノヲ除ク
 - イ 蓄音器
- 五 樂器、同部分品及附屬品
 - イ 樂器
 - ピアノ、オルガン、アコーディオン、ハーモニカ、ヴァイオリン、ヴィオラ、セロ、コントラバス、マンドリン、マンドラ、マンドリラ、マンドセロ、マンドローネ、ギター、ギタローネ、バラライカ、ウクレレ、バンジョー、フリユート、ピッコロ、クラリネット、オーボエ、バスーン、コルネット、トランペット、トロンボーン、アルト、バリトン、チューバ、サクソフオーン、スザフホーン、ホルン、バイブラフホーン、木琴、鐵琴、ハープ、リラ、箏、三絃、琵琶、明笛及尺八
 - ロ 樂器部分品及附屬品
 - 絃樂器用ノ絃、弓又ハ撥及樂器用ケース
- 六 雙眼鏡及隻眼鏡
- 七 銃及同部分品
 - イ 銃
 - 獵銃、拳銃及空氣銃
 - ロ 銃部分品
 - 銃身及銃床
- 八 藥莖(裝藥シタルモノヲ含ム)及彈丸但シ獵銃、拳銃又ハ空氣銃用ノモノニ限ル

九 ゴルフ用具、同部分品及附屬品

イ ゴルフクラブ及ゴルフボール

ロ ゴルフクラブノヘッド及シャフト

ハ ゴルフクラブ用バッグ

十 娛樂用ノモータボート、スカール及ヨット

十一 撞球用具

撞球臺、キュー、球及チヨーク

十二 ネオン管及同變壓器

十三 喫煙用ライター

乙類

十四 ラヂオ聴取機及同部分品

イ ラヂオ聴取機但シ真空管ヲ使用セザルモノ及大藏大臣ノ指定スルモノヲ除ク

ロ ラヂオ聴取機部分品

ラヂオ聴取機匣、トランスフォーマー、チヨークコイル、コンデンサー及シヤシー

十五 受信用真空管及擴聲器

イ 受信用真空管

ロ 擴聲器

十六 扇風機及同部分品

イ 扇風機

ロ 扇風機部分品

扇風機用ノ羽根及モーター

十七 燠房用ノ電気、瓦斯又ハ礦油ストーブ

十八 冷蔵庫及同部分品

イ 冷蔵庫

ロ 冷蔵庫部分品

冷蔵庫用冷凍機

十九 金庫及鋼鐵製家具

イ 金庫(手提金庫ヲ含ム)

ロ 鋼鐵製家具

箆笥、棚類、箱類、机及卓子類、椅子及腰掛類

二十 乗合自動車但シ普通乗合自動車ニシテ輪距二百八十九釐ヲ超ユルモノニ限ル

二十一 化粧品

香水、香紙、香袋、白粉、紅、化粧墨、クリーム、化粧下、化粧水、化粧粉、頭髮用ノ香水、油及煉油、整髮料、シヤンプー、染毛料、養毛料、洗粉、美爪料、脫毛料、脂取料

第三種

一 燐寸

二 酒類但シ濁酒及果實酒(酒精及酒精含有飲料税法第三條ノ三ニ規定スルモノ)ヲ除ク

臨時資金調整法

(昭和十二年九月九日法律第八十六號)

第一條 本法ハ支那事變ニ關聯シ物資及資金ノ需給ノ適合ニ資スル爲國內資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス
第二條 銀行、信託會社、保險會社、產業組合中央金庫、商工組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用

組合聯合會（以下金融機關ト總稱ス）ハ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ金融機關ニ非ズシテ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者（以下之ヲ證券引受業者ト稱ス）有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第三條 金融機關又ハ證券引受業者前條ノ貸付又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ニ關シ本法ノ目的ニ從ヒ政府ノ適當ト認ムル方法ニ依リ自治的ニ調整ヲ爲スモノナルトキハ之ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

第四條 命令ノ定ムル會社ノ設立ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ニシテ命令ノ定ムルモノニ付亦同ジ

命令ノ定ムル會社左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ノ許可ヲ受クベシ

一 第二回以後ノ株金ノ拂込ヲ爲サシメントスルトキ
二 株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨリノ借入ニ依ラズシテ命令ノ定ムル限度ヲ超ユル事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスルトキ

三 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ社債ヲ募集セントスルトキ

第五條 政府ハ第二條又ハ前條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシム

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ日本銀行ノ負擔トス

第一項ノ場合ニ於テ當該事務ニ從事スル日本銀行職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

第六條 日本興業銀行ハ五億圓ヲ限リ日本興業銀行法第十二條ノ規定ニ依リ制限ヲ超エテ債券ヲ發行スルトコトヲ得

日本興業銀行ハ其ノ債券借換ノ爲債券ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

日本興業銀行法第十六條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

政府ハ第一項ノ規定ニ依リ發行スル債券ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ額面金額五億圓ヲ限リ其ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

第七條 金資金ハ金資金特別會計法第四條ノ規定ニ依ルノ外之ヲ興業債券ニ運用スコトヲ得

第八條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第九條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法第二百條ノ規定ニ依リ制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ擔保附社債信託法ニ依ル物上擔保ヲ附スルコトヲ要ス

第十條 政府ハ第八條ノ規定ニ依リ資本ヲ増加シタル會社又ハ前條ノ規定ニ依リ社債ヲ募集シタル會社ニ對シ其ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スルコトヲ得

第十一條 資金使用ノ調整ニ關シ重要ナル事項ヲ調査審議スル爲臨時資金調整委員會ヲ置ク
臨時資金調整委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 第二條、第四條、第八條又ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ許可又ハ認可ニ關スル處分ニシテ事案ノ重要ナルモノニ付テハ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ
臨時資金審査委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 政府ハ日本勸業銀行ヲシテ收入金二億圓ニ達スル迄貯蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得
貯蓄債券ハ無記名トシテ券面金額ヲ二十圓以下トス

第十四條 貯蓄債券ハ發行ノ翌年ヨリ三十五年内ニ毎年二回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スベシ
貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ賣出價格ノ百五十倍以内ノ割増金ヲ附與スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣之ヲ定ム

前項ノ割増金ハ主務大臣ノ定ムル價格ニ依リ國債證券ヲ以テ交付スルコトヲ得
第十五條 復興貯蓄債券法第三條、第五條、第六條、第七條第一項及第八條並ニ日本勸業銀行法第三十五條ノ二、第三十五條ノ三、第四十條及第四十二條ノ規定ハ貯蓄債券ニ之ヲ準用ス

第十六條 政府ハ資金ノ狀況ヲ調査スル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ關シ關係者ヨリ報告ヲ徴シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲スコトヲ得
一 資金ノ需給及移動ニ關スル事項
二 有價證券ニ關スル事項
三 國際收支ニ關スル事項
四 事業ノ資金計畫ニ關スル事項

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲シタル者
二 第四條第二項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ株金拂込ノ催告、設備ノ新設、擴張若ハ改良又ハ社債ノ募集ヲ爲シタル者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第十條ノ規定ニ依リ命令又ハ處分ニ違反シタル者
二 第十六條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ、虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨グ若ハ忌避シタル者

第十九條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前二條ノ罰金刑ヲ科ス

第二十條 當該官吏、委員若ハ第五條第三項ニ規定スル日本銀行職員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依リ職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
第二十一條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則
本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ハ第十四條及第十五條ヲ除キ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトス

臨時資金調整法施行令

(昭和十二年九月二十四日勅令第五百二十七號) (昭和十三年八月十五日改正)

第一條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルト認ムル一口五萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲サントストキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ貸付總額五萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ亘ル資金ノ貸付ヲ爲サントストキ亦同ジ

第二條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關又ハ證券引受業者額面總額五萬圓以上ノ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同ジ)ノ應募、引受

本令は昭和十三年八月十五日勅令第五百九十號を以て左の通り改正する。
第一條中「十萬圓」を「五萬圓」に改む
第二條中「十萬圓」を「五萬圓」に改む

第四條第一項中
「五十萬圓」を
「二十萬圓」に改
む
第五條第一項中
「五十萬圓」を
「二十萬圓」に改
む
第六條第一項中
「五十萬圓」を
「二十萬圓」に、
同條第三項中
「十萬圓」を「五
萬圓」に改む

又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
第三條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ之ヲ適用セズ

- 一 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ借入ルル資金ノ貸付ヲ爲ストキ
- 二 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ發行スル有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ
- 三 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ

行政官廳前項ノ認可又ハ許可ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前二條ノ主務大臣ニ協議スベシ
第四條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ハ資本金（出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ）二十萬圓以上ノ會社トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 特別ノ法令ニ依リ設立セラルル會社
- 二 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受クベキ會社
- 三 目的トスル事業ノ全部ニ付行政官廳ノ許可又ハ免許ヲ受クベキ會社

行政官廳前項第二號又ハ第三號ニ掲グル會社ニ付認可、許可又ハ免許ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

第五條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ハ左ニ掲グルモノトス但シ行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 資本金二十萬圓以上ノ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更
- 二 資本増加又ハ合併ニ因リ資本金五十萬圓以上ノ會社ト爲ルベキ場合ニ於ケル資本増加又ハ合併

行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

第六條 臨時資金調整法第四條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベキ會社ハ相互會社以外ノ會社ニシテ資本金二十萬圓以上ノモノ及相互會社トス但シ同項ニ掲グル事項ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ當該事項ヲ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ

行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

臨時資金調整法第四條第二項第二號ノ限度ハ五萬圓トス

第七條 臨時資金調整法第二條又ハ第四條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシムルニ付必要ナル事項ハ大藏大臣商工大臣及農林大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第八條 臨時資金調整法第六條ノ規定ニ依ル保證ヲ爲スニ付必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第九條 左ニ掲グル事業ヲ營ム會社ハ大藏大臣及商工大臣ノ認可ヲ受ケ臨時資金調整法第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ株金全額拂込前ト雖モ資本ヲ増加シ又ハ商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得

- 一 航空機製造事業
- 二 金屬工機械製造事業
- 三 兵器及兵器部分品製造事業
- 四 鋼船製造事業
- 五 製鐵事業
- 六 產金事業

七 石炭鑛業

八 石油鑛業、石油精製業及石油輸入業

第十條 臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帶スベシ

第十一條 第一條及第二條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行及信託會社ニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ商工大臣、商工組合中央金庫及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、産業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第四條第一項、第五條第一項及第六條第一項ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及商工大臣トス

大藏大臣銀行又ハ信託會社ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ商工大臣ニ、商工大臣保險會社ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ

附 則

本令ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法施行細則

(昭和十二年九月二十五日) (昭和十三年八月十五日改正)
大藏・農林・商工省令

第一條 臨時資金調整法第三條ノ規定ニ依リ同法第二條ノ規定ヲ適用セザル金融機關又ハ證券引受業者ハ主務大臣之ヲ定ム

主務大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ金融機關又ハ證券引受業者ニ對シ事項ヲ指定シ臨時資金調整法第二條ノ許可ヲ受クベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第二條 金融機關臨時資金調整法施行令第一條ノ規定ニ依リ貸付ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル

事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱

二 借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱

三 貸付ノ種類、時期及金額(數口ニ亘ルトキハ貸付總額並ニ各口ノ貸付ノ種類、時期及金額)

四 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件

五 借主ガ貸付金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 借主ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類

二 借主ガ會社ナルトキハ最終ノ貸借對照表及損益計算書

第三條 金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ應募ニ付許可ヲ受

ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱

二 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱

三 應募スル有價證券ノ種類、數量及價格

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類

二 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書

第四條 金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取

扱ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - 三 引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス有價證券ノ種類、數量及價額
 - 四 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件
 - 五 有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件
 - 六 有價證券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ用途
 - 七 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要竝ニ資金ノ調達方法
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
 - 二 有價證券發行者ノ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 - 三 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書
- 第五條 臨時資金調整法施行令第四條ノ會社ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ發起人又ハ社員タルベキ者ハ定款ヲ作成シタル後左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 申請者ノ住所及氏名
 - 二 會社ノ住所、商號又ハ名稱及資本金額
 - 三 會社ノ目的タル事業ノ大要

- 四 會社ノ設立ヲ必要トスル事由
 - 五 會社ノ事業設備ノ計畫及其ノ豫算ノ大要竝ニ資金ノ調達方法
 - 六 第一回ノ拂込ノ時期及金額
- 前項ノ認可申請書ニハ定款竝ニ事業計畫明細書及事業收支目論見書ヲ添附スベシ
- 會社ノ創立總會ニ於テ前項ノ定款ヲ變更シタルトキ又ハ創立總會ノ終結ガ前項ノ定款作成ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シタル後ナルトキハ發起人ハ創立總會ノ終結後更メテ前二項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ

第六條 臨時資金調整法施行令第五條ノ資本増加ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 會社ノ現在ノ資本金額
 - 三 資本増加ノ金額竝ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額
 - 四 資本増加ノ方法
 - 五 資本増加ヲ必要トスル事由
 - 六 資本増加ニ依リ調達スル資金ノ用途
 - 七 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要竝ニ資金ノ調達方法
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
 - 二 定款竝ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

三 資本増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

新株ノ募集ニ關スル事項ノ報告ヲ爲スベキ株主總會ノ終結ガ資本増加ノ決議ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シタルトキハ會社ハ其ノ株主總會ノ終結後更メテ前二項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ

第七條 臨時資金調整法施行令第五條ノ合併ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ連名ニテ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 合併スル會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 合併スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額

三 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ノ住所及商號又ハ名稱

四 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額

五 合併ノ時期及方法

六 合併ヲ必要トスル事由

七 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ノ事業ノ大要

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 合併ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本

二 合併契約書ノ謄本

三 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ノ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目論見書

四 合併スル會社ノ定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

第五條第三項ノ規定ハ合併ニ因リ會社ヲ設立スル場合ニ之ヲ準用ス

第八條 臨時資金調整法施行令第五條ノ目的變更ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ資本金額及拂込資本金額

三 會社ノ現在ノ目的及變更後ノ目的

四 目的變更ヲ必要トスル事由

五 目的變更後ニ於ケル會社ノ事業ノ大要

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 目的變更ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本

二 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

三 目的變更ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第九條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社第二回以後ノ株金ノ拂込ノ催告ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ資本金額及拂込資本金額

三 株金ノ拂込ノ時期及金額

四 株金ノ拂込ヲ爲サシムルヲ必要トスル事由

五 株金ノ拂込ニ依リ調達スル資金ノ用途

六 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

第十條第三項末尾「資本金二十萬圓以下は昭和十三年八月追加されたるものである

第十條四項「事業設備云々」以下は昭和十二年十月に改正追加されたものであるが、更に昭和十三年八月改正せらる。

株金ノ拂込ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第十條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨリノ借入ニ依ラズシテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ資本金額及拂込資本金額

三 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要竝ニ資金ノ調達方法

四 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスル事由

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 定款竝ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

株金ノ拂込金、社債ノ募集金又ハ金融機關ヨリノ借入金ニシテ其ノ拂込ノ催告、募集又ハ借入ガ臨時資金調整法施行令第四條ノ規定ノ施行後ニ屬セザルモノナル場合ハ當該資金ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付テハ前二項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出スベキモノトス資本金二十萬圓以上五十萬圓未滿ノ會社ノ株金ノ拂込金ニシテ其ノ拂込ノ催告ガ昭和十三年勅令第五百九十號ノ施行後ニ屬セザルモノナル場合亦同ジラ加フ

資本金二十萬圓以上五十萬圓未滿ノ會社ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良又ハ資本金五十萬圓以上ノ會社ノ十萬圓以下ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニシテ昭和十三年勅令第五百九十號施行ノ際現ニ其ノ新設擴張又ハ改良ニ著手セルモノニ付テハ同令ノ施行後一月内ニ當該新設、擴張又ハ改良ガ完了スル見込ナキ場合ニ限り第一項及第二項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出スベキモノトス

第十一條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社社債ノ募集ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ

記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ資本金額及拂込資本金額

三 社債ノ發行ノ時期、總額及條件

四 社債ノ募集ヲ必要トスル事由

五 社債ノ募集ニ依リ調達スル資金ノ用途

六 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セララルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要竝ニ資金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本

二 社債申込證案及募集趣意書案

三 定款竝ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

四 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第十二條 臨時調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社株金全額拂込前ノ資本増加ヲ爲サントスルトキ

ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ現在ノ資本金額及拂込資本金額

三 資本増加ノ金額竝ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額

四 資本増加ノ方法

五 株金全額拂込前ノ資本増加ヲ必要トスル事由
六 資本増加ニ依リ調達スル資金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本

二 會社ノ資本金額及拂込資本金額ニ關スル登記簿ノ抄本

三 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

四 資本増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第六條第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ資本金額及拂込資本金額

三 社債ノ發行ノ時期、總額及條件

四 商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超ユル社債ノ募集ヲ必要トスル事由

五 社債ノ募集ニ依リ調達スル資金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ場合ニ於テ擔保附社債信託法ニ依リ社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スルモノナルトキハ認可申請書ニ前項各號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示

一 社債ノ利率ノ最高限度

第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本

二 會社ノ資本金額及拂込資本金額ニ關スル登記簿ノ抄本

三 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額ニ關スル登記簿ノ抄本

四 信託證書案

五 社債ニ付スル擔保物件ノ目錄

六 前號ノ擔保物件ノ帳簿價格ヲ最終ノ財産目錄ノ科目別ニ記載シタル書類

七 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

八 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第十四條 金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ都度報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口五萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ

二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル貸付總額五萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ亙ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ

三 額面總額五萬圓以上ノ有價證券（國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同ジ）ノ應募ヲ爲シ其ノ割當ヲ受ケタルトキ

四 額面總額五萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ

第十四條に「五萬圓以上」とあるは昭和十三年八月十四日の改正までは十萬圓となつてゐた。

第十五條 金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ一月分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ但シ前條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口三萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ

二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル貸付總額三萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ

三 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ應募ヲ爲シ其ノ割當ヲ受ケタルトキ

四 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ

第十六條 前二條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ提出スベキ報告書ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ作成スベシ

一 資金ノ貸付ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

イ 借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱

ロ 借主ノ事業ノ種類

ハ 貸付ノ年月日

ニ 貸付ノ種類及金額

ホ 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件

ヘ 貸付金ノ使途

二 有價證券ノ應募ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱

ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類

ハ 應募割當ノ年月日

ニ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ種類、數量及價格

ホ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ拂込ノ時期

三 有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱

ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類

ハ 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ノ締結ノ年月日

ニ 引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス有價證券ノ種類、數量及價額

ホ 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件

ヘ 有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件

ト 有價證券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ使途

第十七條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ許可若ハ認可ノ申請書又ハ報告書ヲ提出スベキ者ニ

對シ其ノ副本ヲ提出シ命ズルコトヲ得

主務大臣ハ本令ニ定ムルモノノ外關係者ニ對シ臨時資金調整法ニ依ル許可又ハ認可ニ關シ必要ナル書類ノ

提出ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 第一條乃至第四條、第十四條及第十五條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行及信託會社ニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ商工大臣、商工組合中央金庫及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、産業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第五條乃至第十三條ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及商工大臣トス

附 則

本令ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

事業資金調整標準に關する件並事業別資金調整標準

臨時資金調整委員會は九月二十一日第一回會合を開催し、「事業資金調整標準ニ關スル件」及「事業別資金調整標準」の二政府提案案を原案通り可決した。其の全文は左の通りである。

事業資金調整標準に關する件

一、臨時資金調整法に依り

イ 事業設備の新設、擴張又は改良に關する資金の貸付

ロ 社債の應募、引受又は募集の取扱ひ

ハ 會社の設立、資本増加、合併又は目的變更

ニ 第二回以後の株金拂込徴收

ホ 株金の拂込、社債の募集又は金融機關より借入に依らずして爲す事業設備の新設、擴張又は改良

ヘ 他人をして引受又は募集の取扱ひを爲さしめずして爲す社債の募集に關して政府が許可又は認可を爲す場合の標準並に金融機關又は證券引受業者が前掲(イ)及び(ロ)に付て自治的調整を爲す場合の基準は差當り別項事業資金調整標準に依るものとす

二、別項事業資金調整標準は

(1) 軍需との關係

(2) 國際收支改善との關係

(3) 現在の生産能力其の他の事情を稽へ各種事業を

甲 軍需に直接關係ある産業及び之と密接なる關係に在る基礎産業にして現在事業設備不足し又は時局の關係上需要激増し其の結果事業設備の不足を來すべしと豫想せられ従つて事業設備の新設、擴張又は改良を必要とするもの

乙 甲及び丙に屬せざる産業又は事業にして場合に依り事業設備の新設、擴張又は改良を爲す必要あるもの

丙 生産力過剰なる産業、奢侈品其の他當面國家全般の見地より見て必要の度薄き物品に關する産業は勿論此の際として差控ふるも已むを得ざる事業にして差當り事業設備の新設、擴張又は改良を爲すを適當ならずと認むるもの

の三種に大別し更に各種別の中に於て各事業の性質に應じ甲を二段階乙を三段階に區別したるものとす

三、金融機關及び證券引受業者の自治的資金調整は左記に依るものとす

(1) 事業の運轉資金の貸付に付ては從來の通り取扱ひて差支なきこと

(2) 事業設備の新設、擴張又は改良の爲の資金の貸付及び社債の應募、引受又は募集の取扱ひは別項事業資金調整標準を次の方針により具體の場合に適用してこれを取扱ふこと、但し一件の金額三萬圓未満のものに付ては各自の任意に取扱ひて差支へなきこと

一 別項事業資金調整標準中甲類に屬する事業に關するものに付ては努めて優先的取扱ひをなすこと、但し(イ)に屬するものは(ロ)に屬するものに優先せしむべきものとす

二 別項事業資金調整標準中乙類に屬するものに付てはその事業が

A (イ)に屬するものに關しては一件の金額五十萬圓を超えざる場合には大體甲の(ロ)に準じ取扱ひて差支へなきこと、一件の金額五十萬圓を超ゆるときは日本銀行本店又は支店に協議すること

B (ロ)に屬するものに關しては之に對し貸付等をなすを適當と認むるものに付ては日本銀行本店又は支店に協議の上之を爲し差支へなきこと、但しこの場合日本銀行支店に於て疑義あるときは本店と打合せべきこと

C (ハ)に屬するものに關しては大體貸付等を差控ふるを可とするもこれを爲すを必要と認むる事情ある場合は日本銀行本店又は支店に協議すること、この場合日本銀行支店は本店と打合はすべきこと

三 別項事業資金調整標準中丙類に屬する事業に關するものに付ては貸付等を差控ふること、但し特殊の事情に依り特別の取扱を爲す必要ありと認むるものあるときは日本銀行本店又は支店に協議すること、この場合に於いて日本銀行は之を臨時資金審査委員會の議に附して決定すること

四 別項事業資金調整標準中乙の(ハ)及び丙に屬する事業に關するものに付ても事業の運轉に支障を來さざるためにする程度の設備の改良又は店舗、工場、事務所等の安全及び保健上の見地より必要な改良並に災害に依る設備の復舊に付ては同標準の分類に拘らず特別の取扱ひを爲す事、但し一件の金額十萬圓を越ゆる貸付に付ては日本銀行本店又は支店に協議すること

五 地方公共團體の事業、國家が補助金、助成金又は獎勵金を交付する事業、政府が資金の調達を承認したる事業若くは政府が事業の遂行を承認したる事業に付ては別項事業資金調整標準の分類に拘らず特別の取扱を爲すこと、なほ政府資金を融通したる事業に付ては該融通資金につき亦同様とすること

六 外地及び滿洲に於ける事業並に海外に於ける事業に關するものに付て特殊の事情に依り前掲の方針に依るを不適當と認めたるときは日本銀行本店又は支店に協議の上特別の取扱ひを爲すこと、この場合日本銀行支店は本店と打合はすべきこと

四、日本銀行は

イ、會社の設立、資本増加、合併又は目的變更

ロ、第二回以後の株金の拂込徴收

ハ、株金の拂込、社債の募集又は金融機關よりの借入に依らずして爲す事業設備の新設、擴張又は改良

ニ、他人をして引受又は募集の取扱ひを爲さしめずして爲す社債の募集又は

ホ、自治的調整を爲さざる金融機關又は證券引受業者の貸付若くは社債の應募、引受若くは募集の取扱ひに付

て別項事業資金調整標準を次の方針により具體の場合に適用し認可又は許可の手續を爲すものとす
(1) 別項事業資金調整標準中甲類に屬する事業に付ては國際收支に及ぼす直接の影響等の上にて特に支障ありと認めたる時は認可又は許可の手續をなすこと事業の重要なもの及び不許可又は不認可の處分をなすものに付ては臨時資金審査委員會の議に附すべきこと

(2) 別項事業資金調整標準中乙類に屬する事業に付ては軍需との關係、國際收支改善との關係、資金の狀況當該事業の所要資材の需給狀況等を勘案し適當と認めたる時に限り認可又は許可の手續を爲すこと事業の重要なものに付ては臨時資金審査委員會に附議すべきこと

(3) 別項事業資金調整標準中丙類に屬する事業に付ては特別の事情あり且つ臨時資金審査委員會の議を経たるもの、外認可又は許可を爲さざること

(4) 以上の外三の(2)、(五)、(六)を準用すること

五、政府は資金調整上必要ありと認むるときは各種金融機關、證券引受業者、自治的調整の中心機關又は日本銀行に對し本標準の適用に付て必要な指示を爲すことあるべし

六、本標準は差當り適用すべきものにして今後の情勢の變化によるものは勿論猶研究の結果により隨時之を變更するものとす

事業別資金調整標準

工業(略)

一、紡織工業

生糸製造業 (乙ロ)

人造絹絲製造業 アセチルセルロース(乙ロ)、その他(丙)

人造纖維製造業 (乙イ)

眞綿及綿製造業 (丙)

紡績業 絹絲、毛絲(以上丙)、麻絲(イ)、亞麻絲(乙イ)、(ロ)其他(丙)、綿絲、其他(以上丙)

撚絲業 (丙)

織物業 人造絹織物(交織物を含む)(丙)、人造纖維織物(交織物を含む)(乙ロ)、絹織物(交織物を含む)(丙)、毛織物(交織物を含む)(丙)、麻織物(交織物を含む)(イ)、亞麻織物(乙イ)、(ロ)其他

(丙)綿織物、其他(以上丙)

編物、組物製造業 メリヤス及メリヤス製品、其他(以上丙)

絲布加工業 漂白、精練、染色、捺染等(乙ロ)

二、金屬工業(略)

三、機械器具工業

印刷及び製本機械器具製造業 (丙)

其他は略

四、兵器及び兵器部分品製造業(略)

五、窯業(略)

六、化學工業(略)

七、製材及木製品工業(略)

八、印刷業及製本業(略)

九、館料品工業

致酔飲料製造工業 清酒、味淋、燒酎、酒精含有飲料、麥酒、葡萄酒、其他(以上丙)

調味料製造業 醬油、ソース、味噌、食酢、ケチャップ、其他(以上丙)

清涼飲料製造業 (丙)

製粉業 (丙)

澱粉製造業 (丙)

製糖業 (乙ハ)、(南洋に付いては特別の取扱いをなすこと)

精製糖業 (丙)

製菓及び製飴業 (丙)

罐頭詰製造業 (乙ロ)

畜産品製造業 (乙ロ)

水産品製造業 (乙ロ)

機械製鹽業 (乙イ)

製茶業 (乙ロ)

製氷及冷凍業 (丙) (漁業組合經營のもの、漁港に於ける小規模のもの及び外地に於けるもの)に付い

ては特別の取扱ひをなすこと

乾燥野菜製造業 (乙イ)

其の他の食料品工業 (乙ハ)

十、電氣及び瓦斯業(略)

十一、其の他の工業(略)

農林業(略)

水産業(略)

交通業

一、運輸業

鐵道及び軌道 軍事上及軍事と密接なる關係に在る産業上必要なるもの(甲ロ)、其の他(丙)

自動車 乗用自動車、乗合自動車(以上乙ハ)、貨物自動車(乙イ)

海運業 遠洋航路、近海航路(以上甲ロ)、沿岸航路(イ)、客船(乙ハ)、(ロ)、其の他(乙イ)

航空業 (甲ロ)

其の他の運輸業(乙ハ)

二、電信電話事業(略)

三、其の他の交通業(略)

商 業

一、物品販賣業

百貨店業 (丙)

其の他 (乙ハ)

其の他は略

雜 業

物品賃貸業 (丙)

旅館業 (乙ハ)

娛樂及興業に關する事業 温泉地及び遊園地經營、劇場及び演藝場經營、競技場、運動場經營、遊戯

場、演藝、競技、映畫、音樂に關する興行、ダンスホール、貸船、其の他(以上丙)

料理業 (丙)

貸席業 (丙)

理容業 (丙)

其の他は略

其の他の事業及施設

教育事業 (乙ロ)

體育事業 (乙ロ)

文化事業 (乙ロ)

博覽會 (丙)(萬博を除くこと)

觀光施設 (乙ハ)

社交的施設 (丙)

其の他は略

商店法

(昭和十三年三月二十五日
法律第二十八號)

指定されたものは
百四十八市と七ヶ
町である。

運行中の自動車の
ガソリン補給など
も緊急の場合と見
做さる。

東京の淺草、大阪
清瀬、千日前、
京都新京線の如し
各都市とも既に時
間繰のべの場所、
日取が決められた
新聞、牛乳配達の
如きは例外となる
か。

第一條 本法ハ市及主務大臣ノ指定スル町村(町村ニ準ズベキモノヲ含ム)ニ於テ物品販賣業又ハ理容業ヲ
營ム店舗ニ之ヲ適用ス

前項ノ物品販賣業及理容業ノ範圍ハ勅令ヲ以テ定ム

第二條 店主ハ本法ニ定ムル閉店時刻以後顧客ニ對シ前條ノ營業ヲ爲スコトヲ得ズ但シ閉店時刻前ヨリ引續
キ店舗ニ在ル顧客ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

店主ハ閉店時刻以後ト雖モ負傷、疾病、災害其ノ他緊急ノ事由ヲ提示セル顧客ニ對シ其ノ必要ニ應ズル物
品ヲ販賣スルコトヲ得

第三條 閉店時刻ハ午後十時トス

行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地域ヲ限リ前項ノ時刻ヲ午後十一時迄繰延ブルコトヲ得

第四條 業務ノ繁忙ナル時期ニ付行政官廳必要アリト認ムルトキハ期間又ハ地域ヲ限リ一年ヲ通ジ六十日以
内前二條ノ規定ヲ適用セズ又ハ前條ノ時刻ヲ繰延ブルコトヲ得

前項ノ外行政官廳臨時必要アリト認ムルトキハ期間又ハ地域ヲ限リ前二條ノ規定ヲ適用セズ前條ノ時刻ヲ繰
延ブルコトヲ得

第五條 店主ハ使用人ニ毎月少クトモ一回ノ休日ヲ與フベシ

第六條 左ニ掲グル店舗ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ第二條及第三條ノ規定ハ之ヲ適用セ
ズ

- 一 興行場、觀覽場、遊技場其ノ他之ニ類スル場所ニ於ケル店舗
- 二 展覽會場、共進會場、博覽會場其ノ他之ニ類スル場所ニ於ケル店舗

賣店は今後擴張
せらるべし

三 停車場又ハ船舶發着所ニ於ケル店舗

四 其ノ他主務大臣ノ指定スル場所ニ於ケル店舗

前項第二號ノ店舗ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ前條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第七條 常時五十人以上ノ使用人ヲ使用スル店舗ニ在リテハ店主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十
一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ズ

前項ノ店舗ニ在リテハ店主ハ十六歳未満ノ者又ハ女子ノ就業時間ガ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分
十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ之ヲ與フベシ

業務ノ繁忙ナル時期ニ於テハ店主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ一年ヲ通ジ六十日以内第一項ノ就業時間ヲ延長
スルコトヲ得

前項ノ外臨時必要アル場合ニ於テハ店主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ第一項ノ就業時間ヲ延長スルコトヲ得
第八條 前條第一項ノ店舗ニ在リテハ店主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ與フベシ
業務ノ繁忙ナル時期其ノ他臨時必要アル場合ニ於テ店主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項ノ休日ヲ一
回ト爲スコトヲ得

第九條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ店舗又ハ其ノ附屬建設物ニ於ケル使用人ノ危害ノ防止又ハ衛生ニ
關シ必要ナル事項ヲ店主ニ命ズルコトヲ得

第十條 天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ期間又ハ地域ヲ限リ本法ノ全部
又ハ一部ヲ適用セザルコトヲ得

第十一條 行政官廳監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ店舗又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢セシムル
コトヲ得

但シ使用人以外ノ者ノ居室ハ此ノ限ニ在ラズ

當該官吏前項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ハ其ノ證票ヲ携帯スベシ

第十二條 店主ハ店舖ノ管理ニ付一切ノ權限ヲ有スル店舖管理人ヲ選任スルコトヲ得

店主本法施行地内ニ居住セザルトキハ店舖管理人ヲ選任スルコトヲ要ス店舖管理人ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ但シ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨリ選任スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 前條ノ店舖管理人ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ店主ニ代ルモノトス

店主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ店舖管理人ナキトハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同ジ

第十四條 店主又ハ前條ノ規定ニ依リ店主ニ代ル者第二條第一項、第五條、第七條第一項第二項又ハ第八條

第一項ノ規定ニ違反シタルトキハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十五條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若

ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十六條 店主又ハ第十三條ノ規定ニ依リ店主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ

從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故

ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第十七條 本法及本法ニ基キテ發スル命令ハ營利ヲ目的トセザル物品販賣又ハ收容ノ事業ヲ爲ス店舖ニ之ヲ

準用ス但シ國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ付テハ店舖管理人ニ關スル規定及罰則ハ此ノ限

ニ在ラズ

第十八條 本法ハ汽車、汽船其ノ他交通機關内ニ於ケル店舖及露店ニ之ヲ適用セズ

行政官廳ハ物品販賣業ヲ營ム露店ニ付終業スベキ時刻ヲ定ムルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

百貨店法

(昭和十二年八月十三日
法律第七十六號)

第一條 本法ニ於テ百貨店業者ト稱スル同一ノ店舖ニ於テ命令ヲ以テ定ムル賣場面積ヲ有シ命令ノ定ムル所

ニ依リ衣食住ニ關スル多種類ノ商品ノ小賣業ヲ營ム者ヲ謂フ

第二條 同一ノ建物ニ於テ二人以上ノ小賣業者各命令ヲ以テ定ムル賣場面積ヲ有シ相連繫シテ營業ヲ爲ス場

合其ノ賣場面積及販賣スル商品ガ相合シテ前條ノ規定ニ依ル賣場ニ依ル賣場面積及商品ノ種類ニ該當スル

トキハ各小賣業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ百貨店業者ト看做ス

第三條 百貨店業者ヲ營マントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第四條 百貨店業者ハ左ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

一、支店、出張所其ノ他ノ店舖又ハ配給所ヲ設置セントスルトキ

二、本店、支店、出張所其ノ他ノ店舖ノ賣場面積ヲ擴張セントスルトキ

三、店舖以外ニ於テ小賣ヲ爲サントスルトキ

第五條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ前二條ノ許可ヲ爲スニ當リ之ニ制限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

第六條 百貨店業者ハ閉店時刻以後及休業日ニ於テ營業ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ營業ノ範圍、閉店時刻及休業日ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 百貨店業者ハ其ノ統制ヲ圖リ小賣業ノ圓滿ナル發達ヲ期スル爲主務大臣ノ認可ヲ受ケ百貨店組合ヲ

設立スルコトヲ得

第八條 百貨店業者百貨店組合ヲ設立セザル場合ニ於テ主務大臣必要アリト認ムルトキハ百貨店業者ニ對シ

東京・大阪・京都・
横濱・神戸・名古屋
では賣場面積三千
平方米その他はそ
の半分以上は百貨
店と見做される。
文房具と、運動服
類とを賣つても右
の大商店は百貨店
といふことになる
百貨店はなるべく
許可せぬ方針であ
る。

天災地變の場合の
外第四條の三は許
可されぬ。(但し非
公開のもの別)

昭和十二年九月二
十四日勅令を以て
百貨店組合法が公
布された。

資格者三分の二の同意なき時は組合は出来ぬ。

百貨店組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者主務大臣ノ指定スル期限迄ニ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ主務大臣ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 百貨店組合ハ法人トス

百貨店組合ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ズ

第十條 百貨店組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

一 組合員ノ營業ニ關スル統制

二 組合員ノ營業ニ關スル指導

三 小賣業ニ關スル研究又ハ調査

四 其ノ他組合ノ目的達成上必要ナル事業

第十一條 百貨店組合ハ設立ノ認可アリタル時又ハ第八條第二項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタル時成立ス百貨店組合ノ設立アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ設立登記ヲ爲スベシ登記シタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキ亦同ジ

百貨店組合ノ設立又ハ登記シタル事項ノ變更ハ其ノ登記ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十二條 百貨店組合ハ全國ヲ通ジテ一箇トシ組合ノ設立アリタルトキハ百貨店業者ハ其ノ組合員トス

第十三條 百貨店組合ハ第十條第一號ノ事業ヲ行フ場合ニ於テハ之ニ關スル規程ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ其ノ規程ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十四條 主務大臣小賣業ノ圓滿ナル發達ヲ圖ル爲其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ前條ノ規程ノ全部又ハ一部ノ變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得

昭和十三年秋にはこの組合員は四十八であった。

今日では、禁制品一人一品賣などの命令が出てゐる。

第十五條 主務大臣小賣業ノ圓滿ナル發達ヲ圖ル爲其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ百貨店組合ニ對シ

組合員ノ營業ノ統制ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十六條 主務大臣小賣業ノ圓滿ナル發達ヲ圖ル爲其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ百貨店組合ノ組合員ニ對シ組合ノ統制ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十七條 行政官廳ハ百貨店業者又ハ百貨店組合ニ對シ其ノ業務ニ關シ報告ヲ爲サシメ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

行政官廳監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ百貨店業者又ハ百貨店組合ノ店舗、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證書ヲ携帯セシムベシ

第十八條 百貨店業者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ第五條ノ規定ニ依リ許可ニ付シタル制限若ハ條件ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止若ハ法人ノ役員ノ解任ヲ爲シ又ハ第三條若ハ第四條ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十九條 百貨店組合ノ決議又ハ組合ノ役員ノ行爲ガ法令、定款若ハ行政官廳ノ處分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ主務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一、決議ノ取消

二、役員ノ解任

三、組合ノ事業ノ停止

四、組合ノ解散

第二十條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外百貨店組合ノ設立、登記、管理、解散、清算其ノ他組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條 第十四條乃至第十六條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分其ノ他本法施行ニ關スル重要事項ニ付主務大臣ノ諮問ニ應ゼシムル爲百貨店委員會ヲ置ク

百貨店委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 第三條ノ規定ニ違反シ主務大臣ノ許可ヲ受ケズシテ百貨店業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第四條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ事項ヲ許可ヲ受ケズシテ爲シタル者

二、第十五條又ハ第十六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第六條ノ規定ニ違反シテ營業ヲ爲シタル者

二、正當ノ事由ナクシテ第十七條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ其ノ行政官廳ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者

第二十五條 百貨店業者又ハ百貨店組合ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ

本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條 百貨店組合本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ登記ヲ爲スルコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルト組合ノ役員又ハ清算人ヲ三百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ營業ヲ爲ス百貨店業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第三條ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

百貨店法施行規則

(昭和十二年九月二十五日
商工省令第二十一號)

第一條 百貨店法第一條ノ賣場面積ハ商工大臣ノ指定スル區域ニ於テハ三千平方米以上、其ノ他ノ區域ニ於テハ千五百平方米以上トス

前項ノ賣場面積ハ百貨店業者ノ店舗ノ床面積ニ百分ノ九十五ヲ乘ジ之ヲ算出ス

第二條 百貨店法第一條ノ衣食住ニ關スル多種類商品ノ小賣業ヲ營ム者トハ左ノ商品分類中少クトモ其ノ二類ニ付各多種類ノ商品ノ小賣業ヲ營ム者ヲ謂フ

第一類 衣服、同用品、同附屬品類

第二類 食料品類

第三類 住居用品類

第四類 貴金屬、工藝品、文具、玩具、化粧品、圖書其ノ他他類ニ屬セザル雜品類

第三條 百貨店法第二條ノ賣場面積ハ三百平方米以上トス

第一條第二項ノ規定ハ前項ノ賣場面積ニ之ヲ準用ス

百貨店法第二條ノ相連繫シテ營業ヲ爲ス場合トハ小賣業者相通ジテ同一若ハ類似ノ商號若ハ商標ヲ使用シ又ハ賣場勘定場其ノ他ノ施設若ハ從業者ヲ共用スルコトニ依リ共同經營ト認メラル場合ヲ謂フ

第四條 百貨店業ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベ

指定地區は東京、大阪、京都、名古屋、横濱、神戸の六都市である。
賣場面積の計算は總面積の百分の九十五と見做す。

店舗外の仕入部は
出張である。

- シ
- 一、商號及本店ノ所在地
 - 二、本店、支店、出張所其ノ他ノ店舗及配給所ノ名稱及所在地
 - 三、各店舗ノ賣場面積（第一條第二項ノ規定ニ依リ算出シタル賣場面積ヲ併記スベシ）
 - 四、各店舗ノ營業ノ範圍及販賣商品ノ種類
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一、各店舗ノ營業開始ノ豫定時期ヲ記載シタル書面
 - 二、各店舗及配給所ノ圖面（建築面積、床面積及賣場面積ヲ記載スベシ）
 - 三、各店舗及配給所ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書面
 - 四、工事費豫算書
 - 五、事業資金ノ總額及其ノ調達方法ヲ記載シタル書面
 - 六、事業概要ヲ記載シタル書面
 - 七、事業收支目論見書
 - 八、各店舗ノ開店閉店ノ時刻並ニ休業日ヲ記載シタル書面
 - 九、各店舗及配給所ノ配給區域ヲ記載シタル書面
 - 十、法人ニ在リテハ其ノ登記簿ノ謄本、定款、財産目錄、貸借對照表、損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類
 - 十一、百貨店業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ兼營事業ノ概要ヲ記載シタル書面
- 第五條 百貨店業者ノ相續人ノ營業ヲ承繼スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ營業ヲ承繼シタル者ハ相續ヲ證スル書面、履歷書及資産調査ヲ添付シ遲滞ナク之ヲ商工

大臣ニ届出ツベシ

第六條 百貨店業者支店、出張所其ノ他ノ店舗又ハ配給所ヲ設置セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一、店舗又ハ配給所ノ名稱及所在地
 - 二、店舗ノ賣場面積
 - 三、營業ノ範圍及販賣商品ノ種類
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一、營業開始ノ豫定時期ヲ記載シタル書面
 - 二、店舗又ハ配給所ノ圖面（建築面積、床面積及賣場面積ヲ記載スベシ）
 - 三、店舗又ハ配給所ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書面
 - 四、店舗又ハ配給所ノ配給區域ヲ記載シタル書面
 - 五、工事費豫算及其ノ調達法ヲ記載シタル書面
 - 六、開店閉店ノ時刻並ニ休業日ヲ記載シタル書面
- 第七條 百貨店業 本店、支店、出張所其ノ他ノ店舗ノ賣場面積ヲ擴張セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 一、擴張セントスル店舗ノ名稱及所在地
 - 二、擴張セントスル賣場面積
 - 三、擴張ニ伴ヒ變更スベキ營業ノ範圍及販賣商品ノ種類
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一、營業開始ノ豫定時期ヲ記載シタル書面

用張販賣は地震、
火事、水害等の場
合の外許され難い
ようである。但し
特定の場所に於け
る非公開のものや
圖策的のものを賣
る場合は可。

商工省の方針とし
て夜間営業は一ケ
年を通じ五十日以
内としてゐる。

この地區は第一條
のものと同じ六大
都市と指定されに
し。

二、擴張部分ノ圖面（建築面積、床面積及賣場面積ヲ記載スベシ）
三、擴張部分ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書面

四、擴張ニ要スル工事費豫算及其ノ調達方法ヲ記載シタル書面

第八條 百貨店業者出張販賣ニ依リ店舗以外ニ於テ小賣ヲ爲サントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一、場所及期間
二、商品ノ種類別販賣豫定數量及金額

第九條 百貨店業者ノ店舗ノ閉店時刻ハ四月一日ヨリ十月三十一日迄ハ午後七時ヲ、十一月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ハ午後六時ヲ過グルコトヲ得ズ

地方ノ事情其ノ他特別ノ事由アル場合又ハ業務ノ繁忙ナル時期ニ於テハ百貨店業者ハ商工大臣ノ許可ヲ受ケ營業ノ全部又ハ一部ニ付前項ノ閉店時刻ヲ午後九時迄繰延ブルコトヲ得

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一、店舗ノ所在地
二、閉店時刻

三、繰延ノ期間
四、繰延ヲ必要トスル事由

第十條 百貨店業者ノ休業日ハ商工大臣ノ指定スル區域ニ於テハ毎月三日以上、其ノ他ノ區域ニ於テハ毎月一日以上トス

第十一條 百貨店業者ハ閉店時刻後及休業日ニ於テ顧客ニ對シ商品ノ販賣其ノ他ノ營業ヲ爲スコトヲ得ズ但シ閉店時刻ヨリ引續キ店舗ニ在ル顧客ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 百貨店法第七條ノ規定ニ依リ百貨店組合（以下組合ト稱ス）ヲ設立セントスルトキハ組合員タル資格ヲ有スル者發起人トナリ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ設立ノ同意ヲ求ムベシ

一、目的及事業ノ概要
二、初年度ニ於ケル收支豫算及經費ノ分賦收入方法ノ概要

設立ノ同意ハ前項ノ書面ニ記名捺印スルコトニ依リテ之ヲ爲スベシ

發起人第一項ノ書面ヲ作成シタルトキハ遅滞ナク商工大臣ニ届出ヅベシ

第十三條 百貨店組合令第六條第一項ノ規定ニ依ル同意者アリタルトキ又ハ同條第二項ノ認可アリタルトキハ發起人ハ遅滞ナク創立總會ヲ召集スベシ

百貨店組合令第六條第二項ノ規定ニ依リ創立總會召集ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一、特別ノ事由ヲ記載シタル書面
二、設立同意者ノ數ヲ證スル書面

第十四條 百貨店法第八條第一項ノ規定ニ依リ組合ノ設立ヲ命ズル場合ニ於テハ商工大臣ハ左ニ掲グル事項ヲ指定シ之ヲ告示ス

一、組合ノ名稱
二、設立ノ認可ヲ申請スベキ期限
前項ノ場合ニ於テ商工大臣ハ組合員タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ設立委員ヲ命ジ其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ告示ス

設立委員ハ遅滞ナク創立總會ヲ召集スベシ

第十五條 發起人創立總會ヲ召集スルニハ設立同意者ニ對シ、設立委員創立總會ヲ召集スルニハ組合員タル

資格ヲ有スル者ニ對シ小クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ通知スベシ

第十六條 發起人又ハ設立委員ハ定款並ニ初年度ニ於ケル收支豫算及經費ノ分賦收入方法ノ議案ヲ作成シ之ヲ創立總會ニ提出シ其ノ議決ヲ經ベシ

組合ノ負擔ニ歸スベキ設立費用及其ノ償却方法ハ創立總會ノ承認ヲ經ベシ

第十七條 創立總會終了シタルトキハ發起人又ハ設立委員ハ遲滯ナク組合ノ認可申請書及役員選任ノ決議ノ認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第十八條 組合ノ設立ノ認可申請書ニハ定款、法定ノ設立同意者アリタルコトヲ證スル書面、創立總會ノ決議録ノ謄本及左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

一、初年度ニ於ケル收支豫算及經費ノ分賦收入方法

二、組合ノ負擔ニ歸スベキ設立費用及其ノ償却方法

第十九條 百貨店法第十三條ノ規程ノ認可申請書ニハ統制ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面及總會ノ決議録ノ謄本ヲ添附スベシ

第二十條 組合定款ノ施行ニ關スル規則ヲ定メ若ハ之ヲ改廢シ又ハ百貨店法第十三條ノ規程ニ基キ決定ヲ爲シタルトキハ左ニ掲グル書類ヲ添附シ遲滯ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

一、總會又ハ理事會ノ決議録ノ謄本

二、百貨法第十三條ノ規程ニ基キ決定ヲ爲シタル場合ニ在リテハ其ノ決定ニ關スル説明書

第二十一條 百貨店法第十四條ノ規定ニ依ル處分アリタルトキハ組合ハ遲滯ナク處分ノ内容及年月日ヲ各組合員ニ通知スベシ

第二十二條 百貨店法第十六條ノ規定ニ依リ組合ノ組合員ニ對シ組合ノ統制ニ從フベキコトヲ命ズル場合ニ於テハ商工大臣ハ豫メ從フベキ事項ヲ指定シ之ヲ告示ス

組合ノ組合員ハ前項ノ指定ニ從ヒ組合ノ統制ニ從フコトヲ要ス

第二十三條 商工大臣監督上必要アリト認ムルトキハ組合ニ對シ收支豫算、經費ノ分賦收入方法又ハ定款ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第二十四條 組合ノ事業報告及收支決算ハ次ノ事業年度内ニ總會ノ承認ヲ受ケ遲滯ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依ル届出書ニハ當該事業年度末日現在ニ依リ作成シタル財産目錄及總會ノ決議録ノ謄本ヲ添附スベシ

第二十五條 組合決算殘餘金ノ處分、借入金又ハ基本財産ノ管理若ハ處分ニ關スル決議ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依ル届出ニハ總會ノ決議録ノ謄本ヲ添附スベシ

第二十六條 組合百貨店法第十條第四號ニ掲グル事業ヲ行ハントスルトキハ豫メ之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第二十七條 組合ノ收支豫算及經費ノ分賦收入方法ノ決議ノ認可申請書ハ每事業年度開始ノ一月前迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ但シ百貨店組合令第十條第三項ノ規定ニ依ル收支豫算及經費ノ分賦收入方法ノ決議ノ認可申請書又ハ收支豫算若ハ經費ノ分賦收入方法ノ變更ノ決議ノ認可申請書ハ議決後遲滯ナク之ヲ提出スベシ

前項ノ認可申請書ニハ總會ノ決議録ノ謄本ヲ添附スベシ

第二十八條 組合ノ定款變更ノ決議ノ認可申請書ニハ總會ノ決議ノ謄本及理由書ヲ添附スベシ

第二十九條 組合ノ役員選任ノ決議ノ認可申請書ニハ履歷書及總會又ハ創立總會ノ決議録ノ謄本ヲ添附スベシ

百貨店組合令第十三條第三項ノ規定ニ依ル役員選任ノ決議ノ認可申請書ニハ前項ノ書類ノ外其ノ選任ノ事

由ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

組合ノ役員解任ノ決議ノ認可申請書ニハ總會ノ決議録ノ謄本ヲ添附スベシ

第三十條 百貨店組合令第二十三條第一項ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

第三十一條 組合ノ解散ノ決議ノ認可申請書ニハ總會ノ決議ノ決議録ノ謄本及理由書ヲ添附スベシ

第三十二條 百貨店業者其ノ營業ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

第三十三條 百貨店業者ハ毎事業年度經過後遲滞ナク財産目録、貸借對照表、事業報告書、損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十四條 百貨店業者ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

一、商號又ハ氏名名稱ヲ變更シタルトキ

二、法人ニ在リテハ其ノ定款ヲ變更シ又ハ解散シタルトキ

三、法人ニ在リテハ其ノ役員ニ變更アルタルトキ

四、本店、支店、出張所其ノ他ノ店舗又ハ配給所ノ名稱ヲ變更シタルトキ

五、店舗ノ賣場面積ヲ縮小シタルトキ

六、營業ノ範圍又ハ販賣商品ノ種類ヲ變更シタルトキ

七、開店若ハ閉店ノ時刻又ハ休業日ヲ變更シタルトキ

八、配給區域ヲ變更シタルトキ

九、店舗又ハ配給所ノ設備ヲ著シク變更シタルトキ

十、營業ノ全部若ハ一部ヲ廢止シ若ハ休止シタルトキハ又休止シタル營業ヲ再ビ開始シタルトキ

十一、兼營事業ヲ開始シ又ハ廢止シタルトキ

第三十五條 百貨店法第十七條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第三十六條 第四條、第五條並ニ第三十四條第一號乃至第三號及第十一號ノ規定ニ依リ商工大臣ニ提出スベキ書類ハ本店ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ別ニ其ノ副本ヲ支店、出張所其ノ他ノ店舗又ハ配給所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ但シ副本ノ提出ニ付テハ當該店舗又ハ配給所ニ關係ナキ事項ヲ省略スルコトヲ得

第六條、第七條、第九條、第三十二條及第三十四條第四號乃至第十號ノ規定ニ依リ商工大臣ニ提出スベキ書類ハ店舗又ハ配給所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

第八條ノ規定ニ依リ商工大臣ニ提出スベキ書類ハ出張販賣ニ依リ小賣ヲ爲サントスル場所ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

附 則

第三十七條 本則ハ百貨店法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十八條 本則施行ノ際現ニ營業ヲ爲ス百貨店業者ハ本則施行ノ日ヨリ百貨店法第三條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十九條 本則施行ノ際現ニ營業ヲ爲ス百貨店業者ハ本則施行後二月以内ニ第四條第一項各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面並ニ同條第二項第二號、第三號、第六號及第八號乃至第十一號ニ掲グル書類ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十六條 第一項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ニ提出スベキ書類ニ之ヲ準用ス

第四十條 本則施行ノ際現ニ營業ヲ爲ス百貨店業者前條ノ規定ニ依ル書類ノ提出ヲ怠リタルトキハ百貨店法附則第二項ノ規定ニ依ル許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第四十一條 本則施行ノ際現ニ營業ヲ爲ス百貨店業者ハ本則施行ノ日ヨリ二月ヲ限リ第九條ノ規定ニ拘ラズ

従前ノ通營業ヲ爲スコトヲ得
本則施行ノ際現ニ營業ヲ爲ス百貨店業者ハ本則施行ノ日ヨリ一月ヲ限り第十條ノ規定ニ拘ラズ従前ノ通營業ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 百貨店法第三條又ハ第四條第一號若ハ第二號ノ許可ヲ受クベキ者ニシテ本則施行ノ際現ニ工施行中ノモノハ本則施行ノ日ヨリ三週間内ニ工事中ノ店舗又ハ配給所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ其ノ工事進捗ノ程度ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ
〔別記様式〕ハ省略ス。

百貨店組合令

(昭和十二年九月二十四日
勅令第五百三十四號)

第一條 本令ニ於テ組合ト稱スルハ百貨店法第七條又ハ第八條ノ規定ニ依リ設立スル百貨店組合ヲ謂フ

第二條 組合ハ其ノ名稱中ニ百貨店組合ナル文字ヲ用フベシ

組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ百貨店組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第三條 組合ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置クベシ

第四條 本令ニ依リ登記スベキ事項ハ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第五條 百貨店法又ハ本令ニ依リ登記スベキ事項ハ其ノ事實ノ生ジタル後二週間以内ニ之ヲ登記スベシ

百貨店法又ハ本令ニ依リ登記スベキ事項ニシテ商工大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時

ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第六條 百貨店法第七條ノ規定ニ依リ組合ヲ設立セントスルトキハ組合員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ商工大臣ノ認可ヲ申請スベシ
特別ノ事由ニ因リ前項ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ創立總會ヲ招集スルコトヲ

得

第七條 百貨店法第八條第一項ノ規定ニ依リ組合ノ設立ヲ命ゼラレタルトキハ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ商工大臣ノ指定スル期限迄ニ設立ノ認可ヲ申請スベシ

第八條 創立總會ノ議事ハ第六條ノ創立總會ニ在リテハ設立同意者ノ三分ノ二以上、前條ノ創立總會ニ在リテハ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ決ス

第十七條第二項ノ規定ハ創立總會ニ於ケル役員選任ノ決議ニ之ヲ準用ス

第九條 設立同意者ハ創立總會ニ於テ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得

前項ノ代理人ハ設立同意者タルコトヲ要ス但シ法人タル設立同意者ハ其ノ業務ヲ執行スル役員又ハ支配人ヲ代理人ト爲スコトヲ得

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ提出スベシ

第十條 商工大臣百貨店法第八條第二項ノ規定ニ依リ定款ヲ作成シタルトキハ組合ノ理事及監事ヲ命ズ
前項ノ理事ハ遲滞ナク總會ヲ招集スベシ

前項ノ總會ニ於テハ初年度ニ於ケル收支豫算及經費ノ分賦收入方法ヲ議決スベシ

第十一條 定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一、目的
- 二、名稱
- 三、事務所ノ所在地
- 四、組合員ノ權利義務ニ關スル規定
- 五、事業及其ノ執行ニ關スル規定
- 六、役員ニ關スル規定

目下理事長は組合員ならざる藤田國之助氏である。

七、會議ニ關スル規定
八、會計ニ關スル規定

第十二條 組合ノ設立ノ登記ハ左ニ掲グル事項ニ付之ヲ爲スベシ

一、前條第一號及第二號ニ掲グル事項

二、事務所

三、成立ノ年月日

四、理事及監事ノ氏名及住所

第十三條 組合ニハ理事及監事ヲ置ク

理事及監事ハ總會ニ於テ組合員又ハ組合員タル法人ノ役員ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ設立當時ノ理事及監事ハ第十條第一項ノ場合ヲ除クノ外創立總會ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ組合員タル資格ヲ有スル法人ノ役員ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ

特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ前項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第十四條 理事ノ任期ハ三年トシ監事ノ任期ハ一年トス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 監事ハ理事又ハ事務員ト相兼ヌルコトヲ得ズ

第十六條 組合ト理事トノ利益相反スル事項ニ付テハ監事組合ヲ代表ス

理事缺ケタルトキハ監事其ノ職務ヲ行フ但シ其ノ期間ハ三月ヲ超ユルコトヲ得ズ

理事ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ商工大臣ハ假理事ヲ選任シ理事ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第十七條 左ニ掲グル事項ハ總會ノ議決ヲ經ベシ

一、收支豫算

二、經費ノ分賦收入方法

三、事業報告及收支決算ノ承認

四、決算殘餘金ノ處分

五、借入金

六、基本財産ノ造成、管理及處分

七、百貨店法第十三條ノ規程ノ制定及其ノ變更

八、百貨店法第十條第二號乃至第四號ノ事業ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ實施計畫

九、定款ノ變更

十、役員ノ選任及解任

前項第一號、第二號、第九號及第十號ニ掲グル事項ノ決議ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十八條 組合員ハ總組合員ノ四分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ理事ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

理事正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル後二週間以内ニ總會招集ノ手續ヲ爲サザルトキハ請求者ハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

第十九條 總會ヲ招集スルニハ少クトモ十日日前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ各組合員ニ通知スベシ總會ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ豫メ通知シタル事項ニ付テノ議決ヲ爲スコトヲ得但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 總會ノ議事ハ本令又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル組合員ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス

前項ノ代理人ハ組合員タルコトヲ要ス但シ法人タル組合員ハ其ノ業務ヲ執行スル役員又ハ支配人ヲ代理人ト爲スコトヲ得

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ提出スベシ

第二十一條 第十七條第一項第七號、第九號及第十號ニ掲グル事項ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二ヲ以テ之ヲ議決ス

第二十二條 總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ定款ノ定ムル所ニ依リ書面ニ依ル組合員ノ表決ヲ以テ總會ノ議決ニ代フコトヲ得

第二十三條 總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ總會ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルモノハ理事商工大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ專決處分スルコトヲ得總會ニ於テ法令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ依リ議決スベキ事項ヲ議決セザルトキ亦同ジ

前項ノ場合ニ於テハ理事ハ次ノ總會ニ於テ其ノ報告ヲ爲スベシ

第二十四條 組合ノ事業年度ハ一年トス但シ設立當時ノ事業年度ニ付テハ定款ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ對シ經費ヲ分賦シ及過怠金ヲ課スルコトヲ得

組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第二十六條 組合ノ解散ノ議決ハ總會ニ於テ總組合員ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス
前項ノ決議ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十七條 組合ノ清算ハ其ノ主タル事務所所在地ノ區裁判所ノ監督ニ屬ス

裁判所ハ何時ニテモ職權ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ爲シ又ハ特ニ選任シタル者ヲシテ監督ニ必要ナル検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十八條 第三十五條ノ規定ニ依リ準用シタル民法第七十九條及第八十一條第一項ノ規定ニ依リ爲スベキ

公告ハ裁判所ガ爲スベキ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第二十九條 清算終了シタルトキハ清算人ハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スベシ

第三十條 組合ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス
登記所ニ百貨店組合登記簿ヲ備フ

第三十一條 組合ノ設立ノ登記ハ理事及監事ノ各員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ定款、創立總會ノ決議録ノ謄本、組合ノ設立アリタルコトヲ證スル書面及申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スベシ但シ商工大臣ノ處分ニ因リ組合ノ設立アリタル場合ニ於テハ創立總會ノ決議録ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要セズ

第三十二條 事務所ノ新設、移轉其ノ他登記事項ノ變更ノ登記ハ理事、其ノ職務ヲ行フ監事若ハ假理事又ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面及申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スベシ但シ前ニ登記ノ申請ヲ爲シタル申請人ガ前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要セズ

第三十三條 組合ノ解散ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

申請書ニハ總會ノ決議録ノ謄本、解散認可書及理事ガ清算人タラザル場合ニ於テハ申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スベシ

組合ガ商工大臣ノ處分ニ因リテ解散シタルトキハ登記所ハ商工大臣ノ囑託ニ因リテ登記ヲ爲スベシ

第三十四條 百貨店法又ハ本令ニ依リ登記シタル事項ハ裁判所遲滯ナク之ヲ公告スベシ

第三十五條 民法第四十四條第一項、第四十五條第三項、第四十八條、第五十條、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條、第六十條、第六十一條第一項、第六十五條第一項、第六十六條、第

七十三條乃至第八十一條及第八十三條並ニ非訟事件手續法第三十七條ノ二、第三百三十六條乃至第三百八十八條、第四百二十二條乃至第五百四十四條、第五百五十六條、第五百五十七條、第六百六十五條、第六百七十五條及第六百七十六條ノ規定ハ組合ニ之ヲ準用ス但シ民法第四十五條第三項、第四十八條第一項及第七十七條中一週間トアルハ之ヲ二週間トシ同法第五十九條第三號、第七十七條及第八十三條中主務官廳トアルハ之ル商工大臣トス

附 則

本令ハ百貨店法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

戰時商店經營法



〔定價金壹圓〕

昭和十三年十一月十五日印刷
昭和十三年十一月二十日發行

編輯者 商店界編輯部

發行者 東京市神田區錦町一ノ五
小川 菊 松

印刷者 東京市小石川區西古川町二五
渡 邊 一 郎

印刷所 東京市小石川區西古川町二五
中外印刷株式會社

發行所 東京市神田區錦町一ノ五
株式會社 誠文堂新光社

振替口座東京六二九四
代表電話神田二一二六

387
150

終

株式會社

誠文堂新光社

東京・神田・錦町一丁目